

横須賀市報

号外第7号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

規 則

- ◇横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則中一部改正..... 1
- ◇許認可等の標準処理期間に関する規則中一部改正..... //
- ◇横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則..... 3
- ◇事務分掌規則中一部改正..... 5
- ◇副市長事務分担規則中一部改正..... 9
- ◇福祉事務所長事務委任規則中一部改正..... //
- ◇横須賀市情報セキュリティ規則中一部改正..... //
- ◇公文書管理規則中一部改正..... //
- ◇公印規則中一部改正..... //
- ◇職員の条件付採用の期間の延長に関する規則中一部改正..... 10
- ◇横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則..... //
- ◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則中一部改正..... 13
- ◇横須賀市職員の退職管理に関する規則中一部改正..... //
- ◇初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則中一部改正..... //
- ◇初任給、昇格及び昇給等の細目に関する規則中一部改正..... 20
- ◇職員被服貸与規則中一部改正..... //
- ◇予算決算及び会計規則中一部改正..... //
- ◇補助金等交付規則中一部改正..... 21
- ◇金銭登録機収納規則中一部改正..... 22
- ◇契約規則中一部改正..... //
- ◇契約履行規則中一部改正..... 23
- ◇横須賀市指名停止等措置規則中一部改正..... 24
- ◇工事等検査規則中一部改正..... 25
- ◇横須賀市病院事業財務規則中一部改正..... //
- ◇公有財産規則中一部改正..... 26
- ◇庁舎管理規則中一部改正..... 28
- ◇物品会計規則中一部改正..... //
- ◇横須賀市市税条例施行規則中一部改正..... 29
- ◇横須賀中央エリア再生促進特別減税条例施行規則中一部改正..... 32
- ◇産業交流プラザ条例施行規則中一部改正..... //
- ◇自動車臨時運行条例等施行取扱規則中一部改正..... 33
- ◇勤労福祉会館条例施行規則中一部改正..... //
- ◇横須賀市国民健康保険条例施行規則中一部改正..... //
- ◇児童福祉法施行取扱規則中一部改正..... 34
- ◇保育園条例施行規則中一部改正..... 35
- ◇養育医療費用徴収規則中一部改正..... //
- ◇保健所条例施行規則中一部改正..... 36
- ◇横須賀市動物愛護管理監視員条例施行規則..... //
- ◇横須賀市環境マネジメントシステム規則中一部改正..... //
- ◇道路占用条例等施行取扱規則中一部改正..... //
- ◇横須賀市土地利用基本条例施行規則中一部改正..... 37
- ◇適正な土地利用の調整に関する条例施行規則中一部改正..... 38
- ◇特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則中一部改正..... //
- ◇市営住宅条例施行規則中一部改正..... //
- ◇市街地における適正な土地の高度利用に関する条例施行

- 規則中一部改正..... 39
- ◇消防局組織規則中一部改正..... //
- ◇消防団条例施行規則中一部改正..... 40

規 則

横須賀市規則第5号

横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年横須賀市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条の表法別表第2の94の項の項中

- | | |
|-----------------------------------|---|
| (1) 介護保険の被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報 | を |
| (2) 介護保険の被保険者に係る外国人保護実施関係情報 | |

「介護保険の被保険者に係る外国人保護実施関係情報」に

改め、同表法別表第2の116の項の項中「の支給」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給」に改め、「第19条第1項各号」の次に「及び同法第30条の4第1項第3号」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第6号

許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上地 克明

許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則

許認可等の標準処理期間に関する規則（平成13年横須賀市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第13項を同表第15項とし、同項の前に次の1項を加える。

所管課名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
港湾企画課	船員手帳の交付	船員法（昭和22年法律第100号）第50条第3項	即日
	年少船員の認証	同法第85条第3項	即日
	占用を伴わない公有財産の使用料の減免の承認	公有財産規則（昭和46年横須賀市規則第26号）第30条第1項	3日
	占用を伴う公有財産の使用料の減免の承認	同規則第30条第1項	20日

港湾管理課	公有財産原状変更の許可	同規則第32条第1項	10日	水産振興課	取料の減免承認	成12年横須賀市条例第47号)第5条	20日
	公有財産使用者等の変更承認	同規則第33条	10日		許可事項の変更等	同条例第8条	10日
	公有水面埋立の免許	公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項	360日		港湾緑地駐車場の使用料の減免の承認	港湾緑地条例(平成4年横須賀市条例第28号)第10条第3項	10日
	出願事項の変更の許可	同法第13条の2第1項	210日		係留施設及び駐車場の使用料の減免の承認	ボートパーク条例(平成18年横須賀市条例第69号)第10条第4項	10日
	他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可	同法第14条第1項	30日		特定漁港漁場整備計画を定めるための他人の土地等への立入り等の許可	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第19条の2第1項	37日
	他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可	同法第14条第4項	30日		特定漁港漁場整備事業の施行のための個人の土地等への立入り又は使用の許可	同法第24条第1項	37日
	埋立権の譲渡の許可	同法第16条第1項	120日		漁港区域内の水面又は土地の一部占用に係る許可	同法第39条第1項	21日
	竣功認可	同法第22条第1項	60日		甲種漁港施設の占用許可	横須賀市漁港管理条例(昭和42年横須賀市条例第17号)第8条第1項	30日
	竣功認可前の埋立地使用の許可	同法第23条	30日		甲種漁港施設の占用期間の更新許可	同条例第8条第3項	30日
	埋立地に関する処分の許可	同法第27条第2項	80日		甲種漁港施設(泊地)の使用許可	同条例第10条第1項	30日
	埋立地の用途と異なる利用の許可	同法第29条第2項	80日		甲種漁港施設(泊地)の許可事項の変更許可	同条例第10条第1項	30日
	港湾区域内及び港湾隣接地域内の工事等の許可	港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項	20日		漁港駐車場の使用料の減免	同条例第12条第4項	10日
	海岸保全区域の占用の許可	海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項	20日	漁港区域内占用料等減免決定	同条例第13条第2項	30日	
	海岸保全区域内の行為の許可	同法第8条第1項	20日				
	海岸管理者以外の者が施行する工事の承認	同法第13条第1項	30日				
	港湾施設の使用許可	横須賀港港湾施設使用条例(昭和28年横須賀市条例第33号)第3条	3日				
	港湾施設の占用使用許可	同条例第3条	20日				
	港湾施設の専用使用期間短縮の承認	同条例第4条第3項	3日				
	港湾施設の一般使用期間の特例許可	同条例第4条第4項	3日				
	港湾施設の使用料の減免の承認	同条例第6条	3日				
港湾施設の占用使用料減免承認	同条例第6条	20日					
工作物その他の設備の許可	同条例第11条	20日					
使用許可事項の変更等	同条例第13条	10日					
占用料又は土砂採	港湾管理条例(平						

別表第12項を削る。
別表第11項の表土木総務課の項中「土木総務課」を「土木計画課」に改め、同表交通計画課の項を削り、同項を同表第13項とする。
別表第10項の表都市計画課の項中

都市計画施設区域内又は市街地再開発事業施行区域内における建築の許可	都市計画法(昭和43年法律第100号)第53条第1項	15日	を
都市計画施設区域内又は市街地再開発事業施行区域内における建築の許可	都市計画法(昭和43年法律第100号)第53条第1項	15日	
敷地外に駐車施設を附置する特例の承認	建築物駐車施設条例(昭和42年横須賀市条例第10号)第7条第2項	14日	に
敷地外に駐車施設を附置する特例の変更	同条例第7条第2項	14日	

承認

改め、同表市街地整備推進課の項を削り、同表開発指導課の項中「第44条第1項」を「第14条第1項」に改め、同表建築指導課の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に、「第87条の2第1項」を「第87条の4」に改め、同項を同表第12項とする。

別表第9項の表農業水産課の項中「農業水産課」を「農業振興課」に改め、同項を同表第11項とする。

別表第8項を同表第10項とする。

別表第7項環境管理課の項中「第5条第16号イ」を「第5条第21号イ」に改め、同項を同表第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 こども家庭支援センター

所管課名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
児童相談課	児童福祉施設入所等の費用の減免の承認	福祉施設入所者費用徴収条例（平成12年横須賀市条例第11号）第6条	10日

別表第6項の表児童相談所の項を削り、同項を同表第7項とする。

別表第5項を同表第6項とする。

別表第4項の表指導監査課の項中

指定介護予防支援事業者の指定の更新	同法第115条の31	30日	を に
指定介護予防支援事業者の指定の更新	同法第115条の31	30日	
第1号事業の指定事業者の指定	同法第115条の45の3第1項	14日	
第1号事業の指定事業者の指定の更新	同法第115条の45の6第1項	14日	

改め、同表中

高齢福祉課	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームの設置等の認可	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第4項	90日	を に
	第1号事業の指定事業者の指定	介護保険法第115条の45の3第1項	14日	
	第1号事業の指定事業者の指定の更新	同法第115条の45の6第1項	14日	
健康長寿課	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームの設置等の認可	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第4項	90日	に

改め、同項を同表第5項とする。

別表第3項を同表第4項とする。

別表第2項を同表第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 経営企画部

所管課名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
まちづくり政	個人が施行する土地地区画整理事業の	土地地区画整理法（昭和29年法律第	36日

策課	施行の認可	119号)第4条第1項	
	個人が施行する土地地区画整理事業の施行の認可を受けた事業計画等の変更に係る認可	同法第10条第1項	36日
	土地地区画整理事業の施行者が数人となった場合における規約の認可	同法第11条第4項	17日
	土地地区画整理事業の廃止又は終了の認可	同法第13条第1項	17日
	土地地区画整理組合の設立の認可	同法第14条第1項	68日
	土地地区画整理組合の設立の認可を受けた事業計画等の変更の認可	同法第39条第1項	68日
	土地地区画整理組合の解散の認可	同法第45条第2項	36日
	土地地区画整理組合の清算人が作成した決算報告書の承認	同法第49条	12日
	測量又は調査のための土地の立入りの認可	同法第72条第1項	7日
	建築行為等の許可	同法第76条第1項	7日
	建築物等の移転又は除却の認可	同法第77条第7項	7日
	移転・除去の際の建築物等の使用許可	同法第77条第8項	7日
	個人施行者又は土地地区画整理組合が施行する土地地区画整理事業の換地計画の認可	同法第86条第1項	54日
	個人施行者又は土地地区画整理組合が施行する土地地区画整理事業の換地計画の認可を受けた換地計画の変更に係る認可	同法第97条第1項	68日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第7号

横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明
横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（令和元年横須賀市条例第27号。以下「条例」という。）第3条から第6条までの規定に基づき市長等が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市の機関であって、処分権限を有するものをいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子証明書 申請等を行う者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

（適用範囲）

第3条 この規則は、市長が別に定める手続等について適用する。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第4条 条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、市の機関の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第5条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、市長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等を行う者は、第2号に掲げる事項を入力することに代えて、他の条例等の規定により併せて提出し、又は提示すべきこととされている書面等を提出し、又は提示することができる。

- (1) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに併せて提出し、又は提示すべきこととされている書面等に記載すべき、又は記載されている事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されるべき事項

2 前項に規定する入力は、市の機関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に市の機関から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えた電子計算機（市の機関が指定するプログラムを使用する電子計算機に限る。）を使用して行わなければならない。

3 第1項の規定により申請等を行う者は、市長が別に定めるところにより、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（市の機関の使用に係る電子計算機により、電子署名が当該申請等を行う者により行われたものであることを確認することができるものに限る。）を併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長が別に定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

4 市長等は、第1項本文の規定により同項第2号に掲げる事項が入力され、申請等が行われた場合において、特に必要があると認めるときは、当該入力事項の確認のために必要な限度において、同号の併せて提出し、又は提示すべきこととされている書面等の提出又は提示を求めることができる。

5 他の条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項本文の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出された

ものとみなす。

6 市長等は、第1項の規定により申請等が行われる場合において、同項第2号の併せて提出し、又は提示すべきこととされている書面等について、当該書面等に記載すべきこととされている事項を確認するための措置が講じられるときは、当該書面等の提出又は提示を省略させることができる。

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第6条 条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第7条 市長等は、条例第4条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めるときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 前条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市の機関が定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関が定める方式

3 市長等は、前2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等について書面等に記載すべきこととされている事項を、市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。この場合において、市長等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 市長等は、処分通知等を受けるべき者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから24時間以内に記録しない場合その他市長等が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第8条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合にあっては当該事項をインターネットを利用する方法又は当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合にあっては当該事項を記載した書類を当該縦覧等を行う事務所に備え置く方法により当該縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第9条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合は、当該作成等に係る情報を市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により当該作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第10条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第5条第3項ただし書に規定する措置とする。

2 条例第4条第4項及び第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

（その他の手続等への準用）

第11条 市長等が所管する手続等であって条例第3条から第6

条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の法令又は条例等に特別の定めがある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

(その他の事項)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第8号

事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

事務分掌規則の一部を改正する規則

事務分掌規則(平成17年横須賀市規則第12号)の一部を次のように改正する。

目次中「港湾部」を「みなと振興部」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「都市政策研究所」を「デジタル・ガバメント推進室」に、「第10号」を「第9号」に、「広域処理施設建設室、リサイクルプラザ、南処理工場」を「リサイクルプラザ、広域処理センター」に改め、同条第1号中「危機管理課 地域安全課」を「国際交流課 基地対策課」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 経営企画部 企画調整課 都市戦略課 デジタル・ガバメント推進室 情報システム課 まちづくり政策課 事業用地課

第2条第4号中「財政部 財政課」を「財務部 財務課」に、「工事検査課」を「技術管理課」に改め、同条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「窓口サービス課」を「危機管理課 地域安全課 窓口サービス課」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「福祉総務課」を「福祉総務課 地域福祉課」に、「高齢福祉課」を「健康長寿課」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号中「地域医療推進課」を「地域医療推進課 市立病院課」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号中「こども育成総務課 こども青少年支援課」を「こども育成総務課」に改め、同号を同条第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) こども家庭支援センター こども家庭支援課 児童相談課

第2条第13号中「広域処理施設建設室 リサイクルプラザ 南処理工場」を「リサイクルプラザ 広域処理センター」に改め、同条第14号中「農業水産課」を「創業・新産業支援課 農業振興課」に改め、同条第15号中「都市計画課 市街地整備推進課」を「都市計画課」に改め、同条第16号中「土木総務課 交通計画課」を「土木計画課」に改め、同条第17号を次のように改める。

(17) みなと振興部 港湾企画課 港湾管理課 港湾整備課 水産振興課

第3条第1項中「室長、以下」を「室長、こども家庭支援センターにあってはセンター長。以下」に、「都市政策研究所」を「デジタル・ガバメント推進室にあっては室長」に改め、「健康安全科学センター」の次に「広域処理センター」を加え、「広域処理施設建設室にあっては室長」及び「南処理工場にあっては工場長」を削る。

第4条第1項中「部長並びに」を「部長及び担当部長並びに」に改め、同条第2項第1号中「事務」の次に「(次号に規定する事項を除く。)」を加え、同項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 担当部長 部内の事務のうち特に市長が指定する事項の総括管理に関すること。

第6条危機管理課の部及び地域安全課の部を次のように改める。

国際交流課

- (1) 国際的行事及び式典に関すること。
- (2) 都市間交流に関すること。
- (3) 国際化の推進に関すること。
- (4) 国際平和の啓発に関すること。

基地対策課

- (1) 米国海軍横須賀基地等防衛施設の対策に関すること。
- (2) 防衛施設に関する資料収集及び連絡調整に関すること。
- (3) 基地交付金等に関すること。
- (4) 防衛施設周辺の生活環境の整備に係る事務に関すること。
- (5) 旧軍港市転換法(昭和25年法律第220号)に基づく国有財産の処理等に関すること。
- (6) 旧軍港市振興協議会との連絡に関すること。
- (7) 横須賀市東京事務所に関すること。
- (8) 防衛施設に関し他部及び部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

第7条(見出しを含む。)中「政策推進部」を「経営企画部」に改め、同条政策推進課の部各号列記以外の部分中「政策推進課」を「企画調整課」に改め、同部中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条都市魅力創造発進課の部を削り、同条都市政策研究所の部各号列記以外の部分中「都市政策研究所」を「都市戦略課」に改め、同部中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 行財政改革の推進に関すること。

第7条都市戦略課の部第7号を削り、同部の次に次のように加える。

デジタル・ガバメント推進室

(1) ICTの活用推進に関すること。

第7条情報政策課の部各号列記以外の部分中「情報政策課」を「情報システム課」に改め、同部第1号中「情報化の計画、調整及び推進」を「情報システムの計画及び調整」に改め、同部の次に次のように加える。

まちづくり政策課

(1) 市街地再開発事業等による総合的なまちづくりの推進、指導及び支援に関すること。

事業用地課

(1) 公有財産(補償又は移転を伴う道路計画用地等に限る。)の取得に関すること。

第8条総務課の部第4号中「及び浄書」を削り、同部中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条(見出しを含む。)中「財政部」を「財務部」に改め、同条財政課の部各号列記以外の部分中「財政課」を「財務課」に改め、同部中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同条財産管理課の部第4号中「(寄付を受け、又は帰属した土木事業用地を除く。)」を削り、「こと」の次に「(他部及び部内の他課の主管に属するものを除く。)」を加え、同部中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、第9号から第11号までを3号ずつ繰り上げ、同条工事検査課の部各号列記以外の部分中「工事検査課」を「技術管理課」に改め、同部第2号中「技術基準」を「技術調整」に改める。

第10条企画課の部中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) エンターテイメントの推進に関すること。

第10条商業振興課の部第2号中「中心市街地」を「拠点市街地」に改め、同部第4号を削る。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

第13条市民生活課の部中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 消費生活センターの管理に関すること。

第13条人権・男女共同参画課の部第2号中「に係る」を「及び多様な性を尊重する社会の推進に関する」に改め、同部の次に次のように加える。

危機管理課

(1) 危機管理の総合調整に関すること(他部の主管に属するものを除く。)

- (2) 災害対策の計画及び調整に関すること。
- (3) 国民保護及び危機事案対処の計画及び調整に関すること。
- (4) 防災対策に関すること（自主防災組織に関するものを除く。）。
- (5) 災害援助に関すること。
- (6) 水難救護（漂流物及び沈没品に関するものを除く。）に関すること。
- (7) 艦船の放射能調査に関すること。
- (8) 災害対策本部の運営に関すること。
- (9) 国民保護対策本部及び危機事案対策本部等の運営に関すること。

地域安全課

- (1) 防犯対策に関すること。
- (2) 交通安全の推進に関すること。
- (3) 自主防災に関すること。
- (4) 防災知識の普及及び啓発の企画に関すること。

第13条を第12条とする。

第14条福祉総務課の部中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同部第4号中「民生委員・児童委員」を「民生委員児童委員」に改め、同号を同部第3号とし、同部中第5号を第4号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同部の次に次のように加える。

地域福祉課

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 福祉の総合相談及び支援方針の調整に関すること。
- (3) 地域包括支援センターに関すること。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業（住民主体による支援に限る。）に関すること。
- (5) 在宅高齢者の生活支援の体制整備に関すること。
- (6) 精神保健福祉（認知症相談に限る。）に関すること。
- (7) 高齢者虐待防止に関すること。
- (8) 要援護高齢者の入所措置及び老人措置費負担金に関すること。
- (9) 成年後見制度の利用促進に関すること。
- (10) 終活支援に関すること。

第14条生活福祉課の部第7号を削り、同条高齢福祉課の部各号列記以外の部分中「高齢福祉課」を「健康長寿課」に改め、同部第2号を次のように改める。

- (2) 高齢者福祉に係るサービス等に関すること。

第14条健康長寿課の部中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同部の次に次の1号を加える。

- (5) 認知症に係る施策（相談を除く。）に関すること。

第14条健康長寿課の部中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、第11号を削り、第12号を第8号とし、第13号を第9号とし、第14号を第10号とし、同部の次に次の1号を加える。

- (1) 国民健康保険の被保険者及び生活保護受給者の保健に関すること。

第14条健康長寿課の部中第15号を第12号とし、第16号を第13号とし、第17号を第14号とし、同条健康保険課の部中第8号を削り、同条を第13条とする。

第15条地域医療推進課の部中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、同部の次に次のように加える。

市立病院課

- (1) 市立病院に関すること。
- (2) 市立病院の政策医療に関すること。
- (3) 新市立病院の建設に関すること。

第15条を第14条とする。

第16条子ども育成総務課の部第10号中「子ども育成部所管事業場職員安全衛生委員会」を「子ども育成部・子ども家庭支援センター所管事業場職員安全衛生委員会」に改め、同条子ども青少年支援課の部を削り、同条保育課の部第2号中「支給認定」を「給付認定」に改め、同部に次の1号を加える。

- (10) 施設等利用費の支給（子ども・子育て支援法第30条の4

第2号又は第3号に掲げる者に係るものに限る。）に関する

こと。
第16条幼保児童施設課の部第3号中「の確認等」を「並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認等」に改め、同部第7号を次のように改める。

- (7) 施設型給付費及び地域型保育給付費の支給並びに施設等利用費等の支給（他課の主管に属するものを除く。）に関する

こと。
第16条幼保児童施設課の部第8号及び第9号を削り、同部第10号中「児童福祉施設等」の次に「（保育に関するものに限る。）」を加え、同号を同部第8号とし、同部中第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、同条を第15条とし、同条の次に次の1号を加える。

（子ども家庭支援センター）

第16条 子ども家庭支援センターにおける各課の事務分掌は、次のとおりとする。

子ども家庭支援課

- (1) 要保護児童対策に関すること。
- (2) 障害児支援等の企画に関すること。
- (3) 母子生活支援施設及び助産施設に関すること。
- (4) 子育ての相談及び支援に関すること。
- (5) 障害児支援の相談に関すること。
- (6) 子ども及び青少年の相談に関すること。
- (7) 女性のための相談（ドメスティック・バイオレンス等の相談に限る。）に関する
- (8) 青少年の健全育成及び非行防止に関する
- (9) 療育相談センターに関する
- (10) 養子縁組あっせん事業の許可に関する
- (11) 児童扶助費等に関する
- (12) 児童相談所との連絡に関する
- (13) 児童福祉施設等との連絡に関する（他部の主管に属するものを除く。）
- (14) 部内の事務事業の調整及び連絡に関する
- (15) 他課の主管に属しない事務に関する

児童相談課

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の関連事務に関する
- (2) 重症心身障害児者の相談に関する
- (3) 里親の登録に関する
- (4) 特別養子縁組に関する
- (5) 児童相談所の管理に関する

第17条自然環境共生課の部中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 全国みどりの愛護のつどいに関する

第17条公園管理課の部第3号中「花いっぱい運動等」を「花いっぱい推進等」に改める。

第17条の2資源循環総務課の部第5号及び第7号中「南処理工場」を「広域処理センター」に改め、同条広域処理施設建設部の部を削り、同条南処理工場の部各号列記以外の部分中「南処理工場」を「広域処理センター」に改め、同部第4号中「工場施設」を「横須賀ごみ処理施設」に改め、同部第5号中「廃棄物」を「広域処理センターに係る廃棄物」に改め、同部第6号中「南処理工場職員安全衛生委員会」を「広域処理センター職員安全衛生委員会」に改め、同条資源循環久里浜事務所の部中第9号を第11号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 廃棄物（植木せん定枝に限る。）の処理に関する
- (7) 廃棄物の計量及び手数料の賦課徴収に関する（他課の主管に属するものを除く。）

第18条企業誘致・工業振興課の部第4号を次のように改める。

- (4) 横須賀港の利活用推進に関する

第18条企業誘致・工業振興課の部第5号を削り、同部の次に次のように加える。

創業・新産業支援課

- (1) 創業及び新産業の支援に関する

(2) 横須賀リサーチパーク計画の推進に関すること。

第18条農業水産課の部各号列記以外の部分中「農業水産課」を「農業振興課」に改め、同部第1号中「農水産業」を「農業」に改め、同部第2号中「農水産関係団体」を「農業関係団体」に改め、同部第3号中「地産地消の推進」を「よこすか野菜等の地産地消推進」に改める。

第19条都市計画課の部中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 公共交通の企画に関すること。

第19条市街地整備推進課の部を削り、同条まちなみ景観課の部第1号中「住まいの活用促進」を「空家等対策計画」に改め、同部第2号中「空き家等の適正管理の指導」を「都市景観形成の推進、指導」に改め、同部第3号中「都市景観形成の推進、指導及び支援」を「屋外広告物に係る許可等及び指導」に改め、同部第4号中「屋外広告物に係る許可等及び指導」を「住宅政策の企画、調整及び推進」に改め、同部第5号中「住宅政策の企画、調整及び推進」を「レングドック活用イベント」に改め、同条公共建築課の部第1号及び第3号中「市施設」の次に「新市立病院並びに」を加え、同条建築指導課の部第3号中「木造住宅」を「旧耐震構造の木造住宅」に改め、同部に次の1号を加える。

(12) 路外駐車場の届出及び建築物駐車場施設の附置義務に関すること。

第20条土木総務課の部各号列記以外の部分中「土木総務課」を「土木計画課」に改め、同部中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 道路の調査及び計画に関すること。

(5) 国道及び県道の整備促進に関すること。

第20条交通計画課の部を削る。

第21条(見出しを含む。)中「港湾部」を「みなと振興部」に改め、同条港湾総務課の部を削り、同条港湾企画課の部中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、同部第5号中「及び漁港港勢調査」を削り、同部を同部第2号とし、同部の次に次の3号を加える。

(3) 船員法(昭和22年法律第100号)第104条第1項に基づく事務に関すること。

(4) 部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。

(5) 他課の主管に属しない事務に関すること。

第21条港湾企画課の部の次に次のように加える。

港湾管理課

(1) 港湾施設及び海岸保全施設(港湾区域内の施設に限る。)の管理に関すること。

(2) 港湾区域内の公有水面埋立ての免許に関すること。

(3) 港湾区域内、港湾隣接地域内及び臨港地区内の工事の許可に関すること。

(4) 海岸保全区域内(港湾区域内に限る。)の工事の許可に関すること。

(5) 港湾隣接地域内の公共空地の占用に関すること。

(6) 港湾緑地及びボートパークに関すること。

(7) ふ頭管理事務所の管理に関すること。

第21条港湾建設課の部各号列記以外の部分中「港湾建設課」を「港湾整備課」に改め、同部第4号中「並びに漁港施設並びに港湾区域及び漁港区域内の」を「及び」に改め、「海岸保全施設」の次に「(港湾区域内の施設に限る。)」を加え、同部を同部第6号とし、同部第3号中「港湾工事及び漁港工事」を「港湾施設及び海岸保全施設(港湾区域内の施設に限る。)の工事等」に改め、同部を同部第5号とし、同部第2号中「並びに漁港施設並びに港湾区域及び漁港区域内の」を「及び」に改め、「海岸保全施設」の次に「(港湾区域内の施設に限る。)」を加え、同部を同部第3号とし、同部の前に次の2号を加える。

(1) 港湾計画及び港湾区域内の海岸保全計画に関すること。

(2) 港湾区域等の指定に関すること。

第21条港湾整備課の部の次に次のように加える。

水産振興課

(1) 水産業の振興に関すること。

(2) 水産関係団体に関すること。

(3) 漁港区域内及び海岸保全区域内(漁港区域内に限る。)の工事の許可に関すること。

(4) 漁港施設等の使用及び管理に関すること。

(5) 漁港区域内の公共空地及び水域の占用に関すること。

(6) 船舶保管施設等及び漁港区域内駐車場に関すること。

(7) 漁港整備計画及び漁港区域内の海岸保全計画に関すること。

(8) 漁港区域の指定及び漁港港勢調査等に関すること。

(9) 漁港施設及び海岸保全施設(漁港区域内の施設に限る。)の設計及び施工に関すること。

(10) 漁港施設及び海岸保全施設(漁港区域内の施設に限る。)の災害復旧事業に関すること。

(11) 漁港施設及び海岸保全施設(漁港区域内の施設に限る。)の工事等の積算業務に関すること。

(12) 漁港施設及び海岸保全施設(漁港区域内の施設に限る。)の長寿命化計画書の作成に関すること。

第23条第6号中「田浦行政センター」の次に「及び浦賀行政センター」を加える。

第26条の2第2項を次のように改める。

2 所長は、こども家庭支援センター長をもって充てる。

第26条の2第3項を削り、同条第4項中「こども育成部長」を「副市長事務分担規則(平成29年横須賀市規則第63号)の規定によりこども家庭支援センターに属する事務を担当する副市長」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 副所長は、児童相談所内の事務について所長を補佐し、及び所長が指定する事務の執行を管理する。

第26条の2第5項及び第6項を削り、同条第7項中「所長」を「副所長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「副所長」の次に「(副所長が複数いる場合にあっては、あらかじめ所長が指名する副所長)」を加え、同項を同条第6項とし、同項の次に次の2項を加える。

7 児童相談所の職員は、こども家庭支援センター児童相談課の職員をもって充てる。

8 係長及び主査の配置は、こども家庭支援センター長が定める。

第26条の3第1号中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同条第3号から第6号までを削る。

第26条の4第1項中「定めるもののほか、消費生活センターに係長及び主査を置くことができる」を「規定する所長は、市民部市民生活課長の命を受け所掌事務を掌理する」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 消費生活センターの職員は、市民部市民生活課の職員をもって充てる。

第26条の4第3項から第6項までを削る。

第28条第2号中「住民票」の次に「(除票を含む。)」を加え、同条第3号中「附票」の次に「(戸籍の附票の除票を含む。)」を加え、同条第4号中「住民票」の次に「(除票を含む。)」を加える。

第43条第1項表以外の部分中「土木部土木総務課」を「土木部土木計画課」に改め、同条第3項中「土木部土木総務課長」を「土木部土木計画課長」に改める。

第4章第5節の節名中「港湾部」を「みなと振興部」に改める。

第46条の2第1項中「港湾部港湾総務課」を「みなと振興部港湾管理課」に改め、同条第3項中「港湾部長」を「みなと振興部港湾管理課長」に改め、同条第4項中「港湾部港湾総務課」を「みなと振興部港湾管理課」に改める。

第46条の3第3号中「及び管理」を削り、同条第6号を削る。

第50条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) コミュニティセンターの使用料の徴収に関すること。

第74条を次のように改める。

(附属機関)

第74条 法令の定めるところにより設置された附属機関の庶務は、次の課において行う。

- (1) 横須賀市行政不服審査会 総務部総務課
 - (2) 横須賀市スポーツ推進審議会 文化スポーツ観光部スポーツ振興課
 - (3) 横須賀市防災会議 市民部危機管理課
 - (4) 横須賀市国民保護協議会 市民部危機管理課
 - (5) 横須賀市民生委員推薦会 福祉部福祉総務課
 - (6) 横須賀市社会福祉審議会 福祉部福祉総務課
 - (7) 横須賀市障害支援区分等判定審査会 福祉部障害福祉課
 - (8) 横須賀市介護認定審査会 福祉部介護保険課
 - (9) 横須賀市国民健康保険運営協議会 福祉部健康保険課
 - (10) 横須賀市感染症診査協議会 健康部保健所健康づくり課
 - (11) 横須賀市児童福祉審議会 こども育成部こども育成総務課
 - (12) 横須賀市青少年問題協議会 こども育成部こども育成総務課
 - (13) 横須賀市小児慢性特定疾病審査会 こども育成部こども青少年給付課
 - (14) 横須賀市廃棄物減量等推進審議会 資源循環部資源循環総務課
 - (15) 横須賀市駐留軍関係離職者等対策協議会 経済部経済企画課
 - (16) 横須賀市都市計画審議会 都市部都市計画課
 - (17) 建築審査会 都市部都市計画課
 - (18) 開発審査会 都市部都市計画課
 - (19) 横須賀市港湾審議会 みなと振興部港湾整備課
- 2 条例の定めるところにより設置された附属機関の庶務は、次の課において行う。
- (1) 横須賀市総合計画審議会 経営企画部都市戦略課
 - (2) 横須賀市政策評価委員会 経営企画部都市戦略課
 - (3) 横須賀市行政改革推進委員会 経営企画部都市戦略課
 - (4) 横須賀市個人情報保護審査会 総務部総務課
 - (5) 横須賀市個人情報保護運営審議会 総務部総務課
 - (6) 横須賀市行政手続審議会 総務部総務課
 - (7) 横須賀市情報公開審査会 総務部総務課
 - (8) 横須賀市特別職報酬等審議会 総務部人事課
 - (9) 横須賀市財産評価委員会 財務部財産管理課
 - (10) 横須賀市入札監視委員会 財務部契約課
 - (11) 横須賀市文化振興審議会 文化スポーツ観光部文化振興課
 - (12) 近代歴史遺産活用事業推進協議会 文化スポーツ観光部文化振興課
 - (13) 芸術劇場等指定管理者選考委員会 文化スポーツ観光部文化振興課
 - (14) 横須賀市体育功労者選考委員会 文化スポーツ観光部スポーツ振興課
 - (15) 商業振興補助事業審査委員会 文化スポーツ観光部商業振興課
 - (16) 横須賀市観光振興推進委員会 文化スポーツ観光部観光課
 - (17) 横須賀市市民協働審議会 市民部市民生活課
 - (18) 市民活動サポートセンター指定管理者選考委員会 市民部市民生活課
 - (19) 横須賀市人権施策推進会議 市民部人権・男女共同参画課
 - (20) 横須賀市男女共同参画及び多様な性の尊重に関する審議会 市民部人権・男女共同参画課
 - (21) 横須賀市住居表示審議会 市民部窓口サービス課
 - (22) 横須賀市生活環境保全審議会 福祉部福祉総務課
 - (23) 横須賀市高齢者地域ケア会議 福祉部地域福祉課
 - (24) 障害者の情報・コミュニケーションに関する協議会 福祉部障害福祉課
 - (25) 横須賀市介護保険運営協議会 福祉部介護保険課

- (26) 介護認定審査調整委員会 福祉部介護保険課
- (27) 横須賀市保健医療対策協議会 健康部健康総務課
- (28) 横須賀市立病院運営委員会 健康部市立病院課
- (29) うわまち病院指定管理者審査委員会 健康部市立病院課
- (30) 市民病院指定管理者審査委員会 健康部市立病院課
- (31) 横須賀市感染症対策委員会 健康部保健所健康づくり課
- (32) 横須賀市予防接種健康被害調査委員会 健康部保健所健康づくり課及びこども育成部こども健康課
- (33) 公立保育園移管法人選考委員会 こども育成部保育課
- (34) (仮称)中央こども園設計事業者選考委員会 こども育成部保育課
- (35) 病児・病後児保育センター指定管理者審査委員会 こども育成部幼児児童施設課
- (36) 横須賀市環境審議会 環境政策部環境企画課
- (37) 長井海の手公園等交流拠点機能拡充事業整備運営事業者選考委員会 環境政策部公園建設課
- (38) 横須賀市廃棄物処理施設専門委員会 資源循環部廃棄物対策課
- (39) 横須賀産業ビジョン推進委員会 経済部経済企画課
- (40) 横須賀市人・農地プラン検討委員会 経済部農業振興課
- (41) 農業委員会委員候補者選考委員会 経済部農業振興課
- (42) 横須賀市特定建築等行為紛争調整委員会 都市部都市計画課
- (43) 横須賀市土地利用調整審議会 都市部都市計画課
- (44) 横須賀市景観審議会 都市部まちなみ景観課
- (45) 横須賀市放置船舶処理委員会 みなと振興部港湾管理課 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 横須賀市個人情報保護条例施行規則(平成5年横須賀市規則第45号)の一部を次のように改正する。
第3条中第3号を削り、第4号を第3号とする。
- 3 犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則(平成20年横須賀市規則第72号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項中「市長室長」を「市民部長」に改める。
第7条中「市長室地域安全課」を「市民部地域安全課」に改める。
- 4 職員の仕事発明に関する規則(平成31年横須賀市規則第18号)の一部を次のように改正する。
第21条第1項第1号中「政策推進部長」を「経営企画部長」に改め、同条第3号中「財政部長」を「財務部長」に改め、同条第5号中「都市政策研究所長」を「経営企画部都市戦略課長」に改め、同条第6号中「人事課長」を「総務部人事課長」に改め、同条第7号中「財政課長」を「財務部財務課長」に改め、同条第8号中「財産管理課長」を「財務部財産管理課長」に改める。
第22条第1項中「政策推進部長」を「経営企画部長」に改める。
第24条中「都市政策研究所」を「経営企画部都市戦略課」に改める。
- 5 安全衛生委員会規則(昭和54年横須賀市規則第31号)の一部を次のように改正する。
別表こども育成部所管事業場職員安全衛生委員会の項中「こども育成部所管事業場職員安全衛生委員会」を「こども育成部・こども家庭支援センター所管事業場職員安全衛生委員会」に、「こども育成部所管事業場」を「こども育成部及びこども家庭支援センター所管事業場」に改め、同表南処理工場職員安全衛生委員会の項中「南処理工場職員安全衛生委員会」を「広域処理センター職員安全衛生委員会」に、「南処理工場」を「広域処理センター」に改める。
- 6 福祉事務所事務分掌規則(平成17年横須賀市規則第41号)の一部を次のように改正する。
第2条列記事項中「福祉総務課」を「福祉総務課 地域福祉課」に、「高齢福祉課 こども青少年支援課」を「健康長寿課」に、「幼児児童施設課」を「幼児児童施設課 こども家庭支援課」に改める。
第3条第4項中「又はこども育成部」を「、こども育成部

又はこども家庭支援センター」に改める。
第6条福祉総務課の部の次に次のように加える。
地域福祉課

- (1) 要援護高齢者の入所措置等に関する事。
- 第6条生活福祉課の部に次の1号を加える。
- (7) 生活保護法に基づく進学準備給付金の支給に関する事。
- 第6条高齢福祉課の部を次のように改める。

健康長寿課

- (1) 障害者控除等対象者の認定事務等に関する事。
- 第6条こども青少年支援課の部を削り、同条幼保児童施設課の部第1号中「児童福祉施設」を「保育施設」に改め、同部の次に次のように加える。

こども家庭支援課

- (1) 要保護母子の保護の実施に関する事。
- (2) 妊産婦の助産の実施に関する事。

横須賀市規則第9号

副市長事務分担規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

副市長事務分担規則の一部を改正する規則

副市長事務分担規則（平成29年横須賀市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条永妻副市長の部第2号中「事務」の次に「（市民安全に関することを除く。）」を加え、同部中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) こども家庭支援センターに属する事務

第2条田中副市長の部中第2号を削り、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同部第8号中「港湾部」を「みなと振興部」に改め、同部を同部第7号とし、同部中第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第3条第1項本文中「政策推進部、総務部及び財政部に属する事務」を「経営企画部、総務部及び財務部に属する事務並びに市民部に属する事務（市民安全に関することに限る。）」に、同項ただし書中「財政部」を「財務部」に、「政策推進部に属する事務」を「及び経営企画部に属する事務並びに市民部に属する事務（市民安全に関することに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第10号

福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

福祉事務所長事務委任規則（昭和33年横須賀市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「又は」を「及び」に改め、同条中第18号を第20号とし、第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、同条第15号中「第77条第2項」を「第77条第1項」に改め、同部を同条第16号とし、同部の次に次の1号を加える。

- (17) 生活保護法第77条の2の規定による徴収金の徴収に関する事。

第1条中第14号を第15号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 生活保護法第29条の規定による必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第11号

横須賀市情報セキュリティ規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明
横須賀市情報セキュリティ規則の一部を改正する規則

横須賀市情報セキュリティ規則（平成29年横須賀市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、非常勤職員及び臨時職員」を「及び会計年度任用職員」に改める。

第6条第2項中「政策推進部」を「経営企画部」に改める。

第7条第2項中「政策推進部長」を「経営企画部長」に改める。

別表中「政策推進部長」を「経営企画部長」に、「財政部長」を「財務部長」に、「渉外部長 税務部長」を「税務部長」に、「こども育成部長」を「こども育成部長 こども家庭支援センター長」に、「港湾部長」を「みなと振興部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第12号

公文書管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

公文書管理規則の一部を改正する規則

公文書管理規則（平成21年横須賀市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項後段中「第1種の公文書は」を「職務の遂行上必要があるときは」に、「保存しなければならない」を「保存することができる」に改める。

別表第1第3号を削り、同表中第4号を第3号とする。

別表第2第3種の部第13号中「及び臨時職員」を削る。

別表第3中「（第9条第1項、第2項関係）」を「（第9条第1項関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第13号

公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

公印規則の一部を改正する規則

公印規則（昭和28年横須賀市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号を次のように改める。

(10) 部長、室長及びセンター長印

別表第1 神奈川県横須賀市長之印の項中「政策推進課長」を「企画調整課長」に、「政策推進部」を「経営企画部」に改め、同表神奈川県横須賀市長之印式の項中「財政課長」を「財務課長」に、「財政部」を「財務部」に改め、同表神奈川県横須賀市長之印拾壹の項を削り、同表神奈川県横須賀市長之印拾貳の項中「12-3」を「12-2」に改め、同表中

神奈川県横須賀市長之印九	15-2	てん書	方21	環境企画課長	環境政策部の所掌事務の横書き一般公文書	木印	1	を
--------------	------	-----	-----	--------	---------------------	----	---	---

神奈川県横須賀市長之印拾壹	15-2	てん書	方21	こども家庭支援課長	こども家庭支援センターの所掌事務の横書き一般公文書	木印	1	に
神奈川県横須賀市長之印拾貳	15				環境政策部の所掌			

須賀市長之印九	3	てん書	方21	環境企画課長	事務の横書き一般公文書	木印	1
---------	---	-----	-----	--------	-------------	----	---

改め、同表神奈川県横須賀市長之印拾九の項中「土木総務課長」を「土木計画課長」に改め、同表神奈川県横須賀市長之印拾参の項中「港湾総務課長」を「港湾企画課長」に、「港湾部」を「みなと振興部」に改め、同表資産証明専用神奈川県横須賀市長之印の項の次に次のように加える。

危機管理課専用神奈川県横須賀市長之印	28-2	かい書てん書	方21	危機管理課長	危機管理課の所掌事務の文書	木印	1
--------------------	------	--------	-----	--------	---------------	----	---

別表第1中

横須賀市何々部長之印	44	てん書	方21	各部庶務担当課長	市長又は副市長の職務代理を行う場合の一般公文書部の所掌事務で部長以下の専決ができる法令上の効果を有しない文書	木印	各1
横須賀市市長室長之印	44-2	てん書	方21	秘書課長	市長又は副市長の職務代理を行う場合の一般公文書部の所掌事務で部長以下の専決ができる法令上の効果を有しない文書	木印	1

横須賀市何々部長之印	44	てん書	方21	各部庶務担当課長	市長又は副市長の職務代理を行う場合の一般公文書部の所掌事務で部長以下の専決ができる法令上の効果を有しない文書	木印	各1
横須賀市市長室長之印	44-2	てん書	方21	秘書課長	市長又は副市長の職務代理を行う場合の一般公文書部の所掌事務で部長以下の専決ができる法令上の効果を有しない文書	木印	1
横須賀市子ども家庭支援センター長之印	44-3	てん書	方21	子ども家庭支援課長	市長又は副市長の職務代理を行う場合の一般公文書部の所掌事務で部長以下の専決ができる法令上の効果を有しない文書	木印	1

改める。

別表第2中

「 12-2 神奈川県横須賀市長之印拾壹」	を	「 12-3 神奈川県横須賀市長之印拾貳」	を	「 12-2 神奈川県横須賀市長之印貳」
--------------------------	---	--------------------------	---	-------------------------

「 15-2 神奈川県横須賀市長之印九」	を	「 15-2 神奈川県横須賀市長之印拾壹」	を	「 15-3 神奈川県横須賀市長之印九」
-------------------------	---	--------------------------	---	-------------------------

「 28 資産証明神奈川県横須賀市長之印専用」	を	「 28 資産証明神奈川県横須賀市長之印専用」	を	「 28-2 危機管理課神奈川県横須賀市長之印専用」
----------------------------	---	----------------------------	---	-------------------------------

「 44-2 横須賀市長室長之印」	を	「 44-2 横須賀市長室長之印」	を	「 44-3 横須賀市子ども家庭支援センター長之印」
----------------------	---	----------------------	---	-------------------------------

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第14号

職員 の 条件付採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

職員 の 条件付採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則

職員 の 条件付採用の期間の延長に関する規則（平成16年横須賀市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第15号

横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則

（総則）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）の任用及び勤務時間、休暇その他の勤務条件については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員をいう。
- (2) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員をいう。

（任用）

第3条 任命権者は、会計年度任用職員を任用した場合には、当該会計年度任用職員に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件等を記載した書類を交付するものとする。

（任用期間）

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

（再度の任用）

第5条 任命権者は、会計年度任用職員の任用期間の満了の際に、能力の実証等を経た上で特に必要があると認めるときは、再度の任用を行うことができる。

（勤務時間）

第6条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める時間とする。（週休日及び勤務時間の割振り）

第7条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、これらの日に加えて

月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
- 3 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、前2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

(休日)

第8条 会計年度任用職員は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日を除く。)には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、前条及び次条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)においても勤務することを要しない。

- 2 任命権者は、毎週日曜日を週休日とされている会計年度任用職員以外の会計年度任用職員の休日については、前項の規定にかかわらず、別に定めることができる。
- 3 休日と週休日とが重複した場合においては、その日は週休日とする。

(週休日の振替等)

第9条 任命権者は、前条に規定する休日又は週休日(以下「休日等」という。)において公務のために特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第7条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち次項に規定する期間内にある勤務日を休日等に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は同項に規定する期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて、当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 前項の規定により勤務時間を割り振ることができる期間は、同項に規定する勤務することを命ずる必要がある日を起算日として、当該起算日の4週間前の日から当該起算日の8週間後の日までの期間とする。ただし、職務の特殊性等により、任命権者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(時間外勤務及び休日勤務)

第10条 任命権者は、公務のために特に必要があると認めるときは、会計年度任用職員に対して正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は休日等に勤務することを命ずることができる。

(休憩時間)

第11条 任命権者は、会計年度任用職員に対し、正規の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分の休憩時間を正規の勤務時間の途中に与えなければならない。

(休暇の種類)

第12条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間その他任命権者が特に必要と認めるものとする。

(年次休暇)

第13条 会計年度任用職員は、別表第1に掲げる日数の年次休暇を受けることができる。ただし、年度途中に採用された会計年度任用職員の採用された年度の年次休暇の日数は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任用期間が6月以内の会計年度任用職員(継続して任用されている会計年度任用職員であって、当該継続した任用に係る任用期間の合計が6月を超えるものを除く。)は、年次休暇を受けることができない。ただし、任用期間が6月を超えるに至ることとなった場合は、この限りでない。
- 3 年次休暇の単位は、1日、1時間又は15分とする。ただし、年次休暇の残日数のすべての日数の年次休暇を取得する場合

において、当該残日数に15分未満の端数があるときは、当該残日数のすべての日数の年次休暇を取得することができる。

- 4 時間を単位として年次休暇を取得した場合の日数の換算については、第6条の規定により定められた当該会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間をもって1日とする。

(特別休暇)

第14条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める期間の特別休暇を受けることができる。

- (1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合であって、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合であって、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 会計年度任用職員が結婚する場合であって、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日(その期間中に週休日又は休日がある場合にあっては、これらの日数を加えた日数)の範囲内の期間
- (4) 会計年度任用職員が市長が別に定める宣誓をする場合であって、挙式、旅行その他当該宣誓に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日(その期間中に週休日又は休日がある場合にあっては、これらの日数を加えた日数)の範囲内の期間
- (5) 会計年度任用職員の親族(職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年横須賀市規則第7号)別表第2に掲げる親族に限る。)が死亡した場合であって、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 同表の左欄に掲げる親族の区分に応じ連続する同表の右欄に掲げる日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、別に定める往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
- (6) 地震、水害、火災その他災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき 必要と認められる期間
- (7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院又は交通の遮断により勤務することができないとき 必要と認められる期間
- (8) 会計年度任用職員(任命権者が必要と認める者に限る。)が夏季における心身の健康の維持のため勤務しないことが相当であると認められるとき 必要と認められる期間
- (9) 地震、水害、火災その他災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合であって、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
- (10) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出たとき 出産の日までの申し出た期間
- (11) 女子の会計年度任用職員が出産したとき 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
- (12) 生後1年に達しない子(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年横須賀市条例第9号)第7条の3第1項において子に含まれるものとされる者を含む。次条第2項第1号及び第3号を除き、以下同じ。)を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行うとき 1日2回それぞれ30分以内の期間(男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子

を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下単に「養子縁組里親」という。)若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を取得しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

- (13) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間当たりの勤務日数が4日以下である者を除く。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして別に定める世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1年度につき5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
- (14) 女子の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (15) 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤又は非常勤特別職員公務災害補償条例(昭和42年横須賀市条例第36号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかったため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (16) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき(前2号に掲げるときを除く。)別表第3の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間
- (17) 要介護者の介護その他別に定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められるとき 1年度につき5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
- (18) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合であって、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

2 前項第1号から第9号までに掲げる特別休暇は有給とし、同項第10号から第18号までに掲げる特別休暇は無給とする。(介護休暇)

第15条 次のいずれにも該当する会計年度任用職員のうち、要介護者の介護をするため、任命権者が、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められるものは、指定期間内において必要と認められる期間の介護休暇を受けることができる。

- (1) 任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である会計年度任用職員
- (2) 介護休暇を取得する日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる会計年度任用職員

(3) 勤務日の日数を考慮して市長が定める会計年度任用職員

2 前項の要介護者は、次に掲げる者(第3号に掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居している者に限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものとする。

- (1) 配偶者、父母、子及び配偶者の父母
- (2) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (3) 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で市長の定めるもの
- 3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。
- 5 介護休暇は、無給とする。

(介護時間)

第16条 次のいずれにも該当する会計年度任用職員のうち、前条第2項に規定する要介護者の介護をするために勤務しないことが相当であると認められるものは、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において介護時間を受けることができる。

- (1) 任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である会計年度任用職員
- (2) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある会計年度任用職員
- (3) 勤務日の日数を考慮して市長が定める会計年度任用職員
- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第5項の規定は、介護時間について準用する。

(任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等)

第17条 第13条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し、任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、その職務の特殊性等及び常勤職員との権衡を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(休暇の承認等の手続)

第18条 会計年度任用職員の休暇に係る承認、請求等の手続については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例に定める職員の休暇の手続の例による。

(退職)

第19条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当したときは、退職するものとする。

- (1) 任用期間が満了したとき。
- (2) 退職願等が退職を希望する月の1月前に提出され、かつ、任命権者により承認されたとき。
- (3) 年齢が満65歳に達した日以後における最初の3月31日に達したとき。

2 任命権者は、職務の特殊性等を考慮し、特別の理由があると認めるときは、会計年度任用職員の退職につき前項第3号の規定を適用しないことができる。

(免職)

第20条 任命権者は、法第28条の規定により会計年度任用職員を免職することができるほか、会計年度任用職員が心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないときは、任用期間にかかわらず、当該会計年度任用職員を免職することができる。

(災害補償)

第21条 会計年度任用職員の公務又は通勤による災害の補償については、労働者災害補償保険法、非常勤特別職員公務災害補償条例その他関係法令等の定めるところによる。

(その他の事項)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

- 附 則
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(関係規則の廃止)
2 一般職の臨時職員及び非常勤職員の任用等に関する規則
(平成11年横須賀市規則第66号)は、廃止する。

別表第1 (第13条第1項関係)

1週間の勤務日の日数	5日又は4日(1週間当たりの勤務時間が29時間以上の場合に限る。)	4日(1週間当たりの勤務時間が29時間以上の場合を除く。)	3日	2日	1日
年度					
初年度	10日	7日	5日	3日	1日
2年度	11日	8日	6日	4日	2日
3年度	12日	10日	6日	4日	2日
4年度	14日	11日	8日	5日	2日
5年度	16日	12日	9日	6日	3日
6年度	18日	13日	10日	6日	3日
7年度以上	20日	15日	11日	7日	3日

別表第2 (第13条第1項関係)

1週間の勤務日の日数	5日又は4日(1週間当たりの勤務時間が29時間以上の場合に限る。)	4日(1週間当たりの勤務時間が29時間以上の場合を除く。)	3日	2日	1日
採用された月					
5月から9月まで	10日	7日	5日	3日	1日
10月	5日	3日	2日	2日	
11月	4日	3日	2日	1日	
12月	3日	2日	2日	1日	
1月	2日	2日	1日		
2月	2日	1日	1日		
3月	1日	1日			

別表第3 (第14条第1項関係)

1週間の勤務日の日数	5日又は4日(1週間当たりの勤務時間が29時間以上の場合に限る。)	4日(1週間当たりの勤務時間が29時間以上の場合を除く。)	3日	2日	1日
休暇日数	10日	7日	5日	3日	1日

横須賀市規則第16号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年横須賀市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第4号に次のように加える。

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、国、地方公共団体その他公共団体、公共的団体等又は地縁による団体等が行う地域における活動で、特に任命権者が社会に貢献すると認めるもの

第9条第1項第10号中「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同項中第19号を第21号とし、第11号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の2号を加える。

(11) 職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にあるときにおいて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(12) 職員が不妊治療又は不育治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められるとき 1年度につき10日の範囲内の期間

第9条第2項中「前項第18号及び第19号」を「前項第11号、第12号、第20号及び第21号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第17号

横須賀市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市職員の退職管理に関する規則(平成28年横須賀市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第10条第5号を削り、同条中第6号を第5号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第21条第3項中「臨時職員又は非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第18号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和33年横須賀市規則第52号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表を次のように改める。

2 労務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号級			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1

9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	21	2	13
31	1	22	3	14
32	1	22	4	14
33	1	23	5	15
34	1	23	6	15
35	1	24	7	16
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26

54	18	42	26	26
55	19	43	27	27
56	20	44	28	27
57	21	45	29	27
58	22	45	30	28
59	23	46	31	28
60	24	46	32	28
61	25	47	33	29
62	26	47	34	29
63	27	48	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	50	38	31
67	31	51	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	57	51	36
80	44	58	52	36
81	45	58	53	37
82	45	58	54	37
83	46	59	55	37
84	46	59	56	37
85	47	59	57	37
86	47	60	58	37
87	48	60	59	37
88	48	60	60	38
89	49	61	61	38
90	49	61	61	38
91	50	61	62	38
92	50	62	62	38
93	51	62	63	38
94	51	62	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	63	65	39
98	53	64	65	39

99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	65	69	
106	56	66	70	
107	57	66	71	
108	57	66	72	
109	57	66	73	
110	57	66	73	
111	58	67	74	
112	58	67	74	
113	58	67	75	
114	58	67	75	
115	59	67	76	
116	59	68	76	
117	59	68	76	
118	59	68	76	
119	60	68	76	
120	60	68	76	
121	61	68	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		69	76	
125		69	76	
126		69	76	
127		69	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		70	76	
132		70	76	
133		70	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	30	49	45
22	58	32	50	46
23	59	34	51	47
24	60	36	52	48
25	61	37	53	51
26	62	38	54	54
27	63	39	55	57
28	64	40	56	60
29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	45	61	71
34	70	46	62	74
35	71	47	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	53	69	101
42	78	54	70	101
43	79	55	71	101
44	80	56	72	101
45	82	58	73	101
46	84	60	74	101

別表第2第2項の表を次のように改める。

2 労務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号級			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	37	9	29	17

47	86	62	75	101
48	88	64	76	101
49	90	65	77	101
50	92	66	78	101
51	94	67	79	101
52	96	68	80	101
53	98	70	81	101
54	100	72	82	101
55	102	74	83	101
56	106	76	84	101
57	110	79	85	101
58	114	82	86	101
59	118	85	87	101
60	120	88	88	101
61	121	91	90	101
62	121	94	92	101
63	121	97	94	101
64	121	100	96	101
65	121	105	98	101
66	121	110	100	101
67	121	115	102	101
68	121	121	104	101
69	121	127	105	101
70	121	133	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	
75	121	137	114	
76	121	137	133	
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	
83	121	137	133	
84	121	137	133	
85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	

92	121	137	133	
93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(経過規定)

- 2 当分の間、条例附則第37項に規定する給料表の適用を受ける職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、第9条第1項の規定にかかわらず、次の表の昇格時号給対応表においてその者が昇格した日の前日に受けていた号給及びその者の昇格後の職務の級の区分に応じて定めた号給とする。この場合においては、同条第2項及び第3項の規定を準用する。

令和2年度前労務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号級			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	2	6
15	1	1	3	7
16	1	1	4	8
17	1	1	5	9
18	1	1	6	10
19	1	1	7	11
20	1	1	8	12
21	1	1	9	13
22	1	1	10	14
23	1	1	11	15
24	1	1	12	16
25	1	1	13	17
26	2	1	14	18
27	3	1	15	19
28	4	1	16	20
29	5	1	17	21
30	6	1	18	22
31	7	1	19	23
32	8	1	20	24
33	9	1	21	25
34	10	2	22	26
35	11	3	23	27
36	12	4	24	28

37	13	5	25	29
38	14	6	26	30
39	15	7	27	31
40	16	8	28	32
41	17	9	29	33
42	18	10	30	34
43	19	11	31	35
44	20	12	32	36
45	21	13	33	37
46	22	14	34	38
47	23	15	35	39
48	24	16	36	40
49	25	17	37	41
50	26	18	38	42
51	27	19	39	43
52	28	20	40	44
53	29	21	41	45
54	30	22	42	46
55	31	23	43	47
56	32	24	44	48
57	33	25	45	49
58	34	26	46	50
59	35	27	47	51
60	36	28	48	52
61	37	29	49	53
62	38	30	49	54
63	39	31	50	55
64	40	32	50	56
65	41	33	51	57
66	42	34	51	58
67	43	35	52	59
68	44	36	52	60
69	45	37	53	61
70	46	38	53	62
71	47	39	54	63
72	48	40	54	64
73	49	41	55	65
74	50	42	55	66
75	51	43	56	67
76	52	44	56	68
77	53	45	57	69
78	54	46	57	70
79	55	47	58	71
80	56	48	58	72
81	57	49	59	73

82	58	50	59	74
83	59	51	60	75
84	60	52	60	76
85	61	53	61	77
86		54	62	78
87		55	63	79
88		56	64	80
89		57	65	81
90		58	66	82
91		59	67	83
92		60	68	84
93		61	69	85
94		62	69	86
95		63	70	87
96		64	70	88
97		65	71	89
98		66	71	90
99		67	72	91
100		68	72	92
101		69	73	93
102		69	74	94
103		70	75	95
104		70	76	96
105		71	77	97
106		71	78	
107		72	79	
108		72	80	
109		73	81	
110		74	82	
111		75	83	
112		76	84	
113		77	85	
114		78	86	
115		79	87	
116		80	88	
117		81	89	
118		81		
119		82		
120		82		
121		83		
122		83		
123		84		
124		84		
125		85		
126		86		

127		87		
128		88		
129		89		
130		89		
131		90		
132		90		
133		91		
134		91		
135		92		
136		92		
137		93		
138		94		
139		95		
140		96		
141		97		
142		98		
143		99		
144		100		
145		101		

3 当分の間、条例附則第37項に規定する給料表の適用を受ける職員を降格させた場合におけるその者の号給は、第10条第1項の規定にかかわらず、次の表の降格時号給対応表においてその者が降格した日の前日に受けていた号給及びその者の降格後の職務の級の区分に応じて定めた号給とする。この場合においては、同条第2項及び第3項の規定を準用する。

令和2年度前労務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号級			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	33	13	9
2	26	34	14	10
3	27	35	15	11
4	28	36	16	12
5	29	37	17	13
6	30	38	18	14
7	31	39	19	15
8	32	40	20	16
9	33	41	21	17
10	34	42	22	18
11	35	43	23	19
12	36	44	24	20
13	37	45	25	21
14	38	46	26	22
15	39	47	27	23
16	40	48	28	24
17	41	49	29	25
18	42	50	30	26

19	43	51	31	27
20	44	52	32	28
21	45	53	33	29
22	46	54	34	30
23	47	55	35	31
24	48	56	36	32
25	49	57	37	33
26	50	58	38	34
27	51	59	39	35
28	52	60	40	36
29	53	61	41	37
30	54	62	42	38
31	55	63	43	39
32	56	64	44	40
33	57	65	45	41
34	58	66	46	42
35	59	67	47	43
36	60	68	48	44
37	61	69	49	45
38	62	70	50	46
39	63	71	51	47
40	64	72	52	48
41	65	73	53	49
42	66	74	54	50
43	67	75	55	51
44	68	76	56	52
45	69	77	57	53
46	70	78	58	54
47	71	79	59	55
48	72	80	60	56
49	73	81	62	57
50	74	82	64	58
51	75	83	66	59
52	76	84	68	60
53	77	85	70	61
54	78	86	72	62
55	79	87	74	63
56	80	88	76	64
57	81	89	78	65
58	82	90	80	66
59	83	91	82	67
60	84	92	84	68
61	85	93	85	69
62	85	94	86	70
63	85	95	87	71

64	85	96	88	72
65	85	97	89	73
66	85	98	90	74
67	85	99	91	75
68	85	100	92	76
69	85	102	94	77
70	85	104	96	78
71	85	106	98	79
72	85	108	100	80
73	85	109	101	81
74	85	110	102	82
75	85	111	103	83
76	85	112	104	84
77	85	113	105	85
78	85	114	106	86
79	85	115	107	87
80	85	116	108	88
81	85	118	109	89
82	85	120	110	90
83	85	122	111	91
84	85	124	112	92
85	85	125	113	93
86	85	126	114	94
87	85	127	115	95
88	85	128	116	96
89	85	130	117	97
90	85	131	117	98
91	85	132	117	99
92	85	133	117	100
93	85	134	117	101
94	85	135	117	102
95	85	136	117	103
96	85	137	117	104
97	85	138	117	105
98	85	139	117	105
99	85	140	117	105
100	85	141	117	105
101	85	142	117	105
102	85	143	117	
103	85	144	117	
104	85	144	117	
105	85	145	117	
106	85	145		
107	85	145		
108	85	145		

109	85	145		
110	85	145		
111	85	145		
112	85	145		
113	85	145		
114	85	145		
115	85	145		
116	85	145		
117	85	145		
118	85			
119	85			
120	85			
121	85			
122	85			
123	85			
124	85			
125	85			
126	85			
127	85			
128	85			
129	85			
130	85			
131	85			
132	85			
133	85			
134	85			
135	85			
136	85			
137	85			
138	85			
139	85			
140	85			
141	85			
142	85			
143	85			
144	85			
145	85			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第19号

初任給、昇格及び昇給等の細目に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

初任給、昇格及び昇給等の細目に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の細目に関する規則（昭和33年横須賀市規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2備考に関する部分第1項第1号ア及びイを削り、同号ウを同号アとし、同号エを削り、同号中オをイとし、カをウとし、同号キ中「上記のアからカ」を「アからウ」に改め、同号キを同号エとし、同部分第2項中「前項第1号のオ又はカ」を「前項第1号イ又はウ」に改め、同部分第3項中「第1項第1号のオ又はカ」を「第1項第1号イ又はウ」に改める。

別表第6の1大学卒の部(3)専門職学位課程修了の項中

学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了者

ア 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了者
イ アに相当すると市長が認める学歴免許等の資格を有する者

改め、同表2短大卒の部(1)短大3卒の項中「3年生」を「3年制」に改め、「短期大学の卒業生」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了者」を加え、「2年生」を「2年制」に改め、同部(2)短大2卒の項中「短期大学の卒業生」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了者」を加える。

別表第9の2技術職員の項中「1級13号給」を「1級21号給」に、「1級1号給」を「1級9号給」に改め、同表労務職員の項中「1級61号給」を「1級50号給」に改め、同表備考に関する部分に次の2項を加える。

4 職種欄に掲げる「技術職員」の区分の適用を受ける職員のうち、新たに職員となった者でその職務の級を1級に決定されたものに対する基準規則第5条第2項の規定の適用については、学歴免許欄に掲げる「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有する者については1級21号給から1級61号給までの範囲内で、同欄に掲げる「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有する者については1級9号給から1級57号給までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号給が、初任給欄の号給として定められているものとする。

5 職種欄に掲げる「労務職員」の区分の適用を受ける職員に対する基準規則第5条第2項の規定の適用については、初任給欄の号給の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号給が、同欄の号給として定められているものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第20号

職員被服貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

職員被服貸与規則の一部を改正する規則

職員被服貸与規則（昭和30年横須賀市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表不燃ごみ積替保管施設の廃棄物処理作業に常時従事する職員の項中「不燃ごみ積替保管施設」を「積替保管施設」に改め、同表南処理工場の廃棄物処理作業に常時従事する職員の項中「南処理工場」を「広域処理センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第21号

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則

予算決算及び会計規則（昭和39年横須賀市規則第43号）の一

部を次のように改正する。

第2条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第11号までを2号ずつ繰り上げる。

第7条第2項中「財政部長」を「財務部長」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「財政部長」を「財務部長」に改め、同条第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

第9条、第11条から第13条までの規定、第15条、第16条、第18条、第19条並びに第20条第2項及び第3項中「財政部長」を「財務部長」に改める。

第21条第1項第2号中「修繕料」の次に「、原材料費」を加え、「10万円」を「20万円」に、「財政部契約課」を「財務部契約課」に改め、同項中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、同項第14号中「ものを除く」を「場合は、支出予定額が10万円以下のものに限る」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、同項第10号中「原材料費」を「公有財産購入費（船舶等の購入に係るものに限る。）」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 工事請負費で支出予定額が10万円以下のもの

第24条第2項本文、第28条第1項、第29条及び第30条第1項中「財政部長」を「財務部長」に改める。

第37条第1号中ウを削り、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 市長室国際交流課の行事等の参加者負担金

第37条第1号オ中「コミュニティセンターにおける電話使用料」を「コミュニティセンターの使用料、電話使用料」に改め、同号カ中「福祉部高齢福祉課」を「福祉部健康長寿課」に改め、同号キ中「使用料及び」を削り、同号ク中「もの」の次に「（資源循環部資源循環久里浜事務所が所管する積替保管施設において搬入するものを除く。）」を加え、同号ス中「港湾部港湾総務課の駐車場の使用料及び港湾企画課」を「みなと振興部港湾企画課」に改め、「参加者負担金」の次に「及びみなと振興部港湾管理課の駐車場の使用料」を加え、同号ソ中「見学会等」を「講座等」に改める。

第47条前段中「財政部長」を「財務部長」に改める。

第60条中第21号及び第22号を削り、第23号を第21号とし、第24号から第27号までを2号ずつ繰り上げる。

第79条中「財政部長」を「財務部長」に改める。

第80条の2の見出し中「収支手続き」を「収支手続」に改める。

第80条の3の見出し中「受払手続き」を「受払手続」に改め、同条中「財政部」を「財務部」に改める。

第81条第1項中「財政部」を「財務部」に改める。

第100条第1項の表中

「総務部総務課	総務部総務課主管の手数料、物品 売払代及び諸収入	
財政部財政課	ふるさと納税の寄附金	を
文化スポーツ観光部 文化振興課	文化スポーツ観光部文化振興課の 諸収入	
渉外部国際交流課	渉外部国際交流課主管の諸収入	」
「市長室国際交流課	市長室国際交流課主管の諸収入	
総務部総務課	総務部総務課主管の手数料、物品 売払代及び諸収入	に
財務部財務課	ふるさと納税等の寄附金	
文化スポーツ観光部 文化振興課	文化スポーツ観光部文化振興課主 管の諸収入	」

改め、同表福祉部高齢福祉課の項中「福祉部高齢福祉課」を「福祉部健康長寿課」に改め、同表子ども育成部子ども青少年支援課の項を削り、同表中

「子ども育成部幼保 児童施設課	子ども育成部幼保児童施設課主管 の使用料	を
「子ども育成部幼保 児童施設課	子ども育成部幼保児童施設課主管 の使用料	」

子ども家庭支援セ ども家庭支援センターども家 に、
ンターども家庭 庭支援課主管の使用料、手数料そ
支援課 の他の諸収入 」
「資源循環部南処理工 廃棄物処理手数料 」を
場 」
「資源循環部広域処理 廃棄物処理手数料
センター に
資源循環部資源循環 廃棄物処理手数料
久里浜事務所 」
改め、同表土木部土木総務課の項中「土木部土木総務課」を
「土木部土木計画課」に改め、同表港湾部港湾総務課の項を削り
、同表中
「港湾部港湾企画課 港湾部港湾企画課主管の諸収入 」を
「みなと振興部港湾企 みなと振興部港湾企画課主管の諸
画課 収入
みなと振興部港湾管 みなと振興部港湾管理課主管の使 に
理課 用料その他の諸収入 」
改め、同表ふ頭管理事務所の項を削り、同条第2項中「出先機
関（ふ頭管理事務所に限る。）及び」を削る。

第113条各号列記以外の部分及び第3号列記以外の部分中
「財政部財政課長」を「財務部財務課長」に改める。

第114条に次の3項を加える。

2 市長は、令158条の2第1項又は国民健康保険法第80条の
2の規定により私人に歳入の収納又は徴収（以下この条にお
いて「収納等」という。）の事務を委託しようとするときは、
次に掲げる基準のすべてを満たす者に委託するものとする。

- (1) 普通地方公共団体の公金の取扱いについて実績を有して
いること。
- (2) 委託する収納等の事務を遂行するための安定した経営基
盤を有していること。
- (3) 収納金の内訳を正確に把握し、かつ、適正に管理するこ
とができること。
- (4) 収納金を指定した日までに遅滞なく指定金融機関に払い
込むことができること。
- (5) 個人情報等の適正な管理のために十分な管理体制を有する
こと。
- (6) 収納等に係る情報を電子計算機により処理し、その電磁
的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて
は認識することができない方式で作られた記録をいう。）
を管理し、提供することができる体制を有すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、収納等の事務を行うため市
長が必要と認める基準

3 前項の場合において、歳入の収納等の事務の委託を受けた
者は、次に掲げるところにより事務を処理しなければならない。
(1) 歳入を収納したときは、領収証書を納入者に交付するこ
と。
(2) 収納した歳入を速やかに指定金融機関等に払い込むこと。
(3) 前号の規定による払込みをするときは、その金額、歳入
の内容その他市長が定める事項を記載した計算書を作成し、
提出すること。
(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定めること。

4 会計管理者は、第2項の場合において私人に歳入の収納等
の事務を委託したときは、当該委託に係る歳入の収納等の事
務について検査するものとする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

**横須賀市規則第22号**  
補助金等交付規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明  
補助金等交付規則の一部を改正する規則  
補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号）の一部を  
次のように改正する。  
第3条に次の1項を加える。

2 前項に規定する補助事業等の施行に必要な経費には、別に定めがある場合を除くほか、当該補助事業等についての消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を含めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第23号

金銭登録機収納規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

金銭登録機収納規則の一部を改正する規則

金銭登録機収納規則（昭和43年横須賀市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「保健所健康づくり課及び保健所生活衛生課主管」を「保健所健康づくり課主管」に改め、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号中「南処理工場」を「資源循環部広域処理センター及び資源循環久里浜事務所」に、「許可業者等以外」を「広域処理センターにあっては、許可業者等以外」に改め、同号を同条第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 保健所生活衛生課主管の手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第24号

契約規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

契約規則の一部を改正する規則

契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「（公団を含む。以下同じ。）」を削る。

第26条第4項中「財政部契約課担当職員」を「財務部契約課担当職員」に改める。

第27条第6号中「かし担保責任」を「契約の内容に適合しない場合の責任（以下「契約不適合責任」という。）」に改める。

第28条第3項本文中「30万円」を「50万円」に改める。

第30条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 契約者が前項第2号若しくは第3号の保証を付し、又は次条第1号若しくは第2号の保証契約を締結する場合は、それらの保証の範囲は、第45条第2項の規定により同条第1項第2号に該当する場合とみなされた場合の違約金を含むものでなければならない。

第42条を次のように改める。

（契約不適合責任）

第42条 契約者は、当該契約において、民法（明治29年法律第89号）の契約不適合責任の規定その他これに関連する規定の適用を受けるものとする。

2 市長は、特段の事情があると認めるときは、民法の契約不適合責任の規定その他これに関連する規定の内容と異なる内容の契約を締結することができる。

3 市長は、物件の売払いにおいて、目的物の引渡し後は、当該契約に係る契約不適合責任の責めを負わない。

第44条及び第44条の2を次のように改める。

（契約の解除等）

第44条 市長は、契約の債務が履行されるまでの間は、次条の規定によるもののほか、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、契約者に損害を及ぼしたときは、市長は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、当該賠償額は、市長及び契約

者が協議して定めるものとする。

第44条の2 市長は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約期間内又は契約期間後相当の期間内に契約の履行を完了する見込みがないと認めるとき。

(2) 正当な理由なく着手すべき時期を過ぎても契約の履行に着手しないとき。

(3) 契約者としての資格を欠くこととなったとき。

(4) 正当な理由なく契約不適合に対する目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、契約に違反したとき。

2 市長は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 契約履行規則（平成19年横須賀市規則第23号）第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 契約の全部の履行ができないことが明らかであるとき。

(3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び工事しなければ、契約をした目的を達することができないものであるとき。

(4) 債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 契約者の債務の一部の履行が不能である場合又は契約者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、契約者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、契約者がその債務の履行をせず、市長が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 経営状態が悪化したと判断する事実があり、かつ、契約者の所在が不明であるため連絡することができないとき。

(9) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等（この条において単に「暴力団員等」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 次条第1項及び第2項の場合以外の場合において契約者が解除の申出をしたとき。

(11) 契約者（契約者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 個人にあっては、当該者が暴力団員等であると認められたとき。

イ 法人等にあっては、当該法人等が暴排条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等であると認められたとき。

ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。

エ 役員等（個人にあっては当該個人）又は経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

オ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ 契約者が、アからエまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手

方としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、市長が契約者に対して当該契約の解除を求め、契約者がこれに従わなかったとき。

3 第1項各号又は前項各号に掲げる場合において、当該場合が市長の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市長は、前2項の規定による契約の解除をすることができない。第44条の2の次に次の1条を加える。

（契約者による契約の解除等）

第44条の3 契約者は、市長が契約に違反した場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 契約者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 契約の内容の変更により契約金額が3分の2以上増減したとき。
- (2) 契約履行規則第24条の3第1項の規定による契約の履行の一時中止の期間が契約の期間の100分の50（当該期間の100分の50が6月を超えるときにあっては、6月）を超えたとき。ただし、一時中止が契約の一部の履行のみの場合は、その一部を除いた他の部分を履行した後3月を経過しても、なおその一時中止が終了しないとき。

3 第44条第2項の規定は、前2項の規定により契約者が契約を解除したときの損害の賠償について準用する。

4 第1項又は第2項各号に規定する場合において、当該場合が契約者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、契約者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

第45条を次のように改める。

（契約が解除された場合等の違約金）

第45条 契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長の指定する期間内に、違約金を支払わなければならない。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき（次項の規定により第2号に該当する場合とみなされた場合を除く。）は、この限りでない。

- (1) 第44条の2第1項又は第2項の規定により契約が解除された場合
- (2) 契約者がその債務の履行を拒否し、又は契約者の責めに帰すべき事由によって契約者の債務が履行不能となった場合

2 次の各号のいずれかに掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 契約者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 契約者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 契約者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の違約金の額は、次に掲げる額の100分の10に相当する額とする。

- (1) 単価による契約 予定数量に単価を乗じて得た額（複数の単価による契約の場合にあっては、この額の総額）から既済部分（既成部分又は既納部分のうち、既に検査を完了しているもの。以下同じ。）の額を控除した額
- (2) 賃貸借契約 賃貸借期間中における賃料の総額（長期継続契約における2年度目以降の算出については、賃料の月額等に当該期間を乗じて得た額）から既済部分の額を控除した額
- (3) 長期継続契約による業務委託 契約解除した日の属する年度の契約額
- (4) その他の契約 契約金額

4 第1項の場合（第2項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされた場合を含む。）において、第30条の規定により当該契約につき契約保証金（これに代わる担保を含む。この項において同じ。）が納付されているとき又は当該契約の債務があるときは、市長は、当該契約保証金又は債務をもって違約金と相殺し、又はこれに充当することができる。ただし、第44条の2第2項第11号の規定により契約が解除された場合は、当該契約保証金をもって違約金と相殺し、又はこれに充当することはできない。

5 市長は、特別な事情があると認めるときは、第1項の違約金を減免することができる。

第46条第1項各号列記以外の部分中「第44条第1項各号又は前条第1項各号」を「第44条第1項、第44条の2第1項各号若しくは第2項各号又は第44条の3第1項若しくは第2項各号」に改める。

第47条第1項前段中「、第45条」を「から第44条の3まで」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、第44条の2第1項各号又は第2項各号（第10号を除く。）の規定により契約を解除し、かつ、前項の規定により差額を返納させる場合は、当該前払金の支払日から差額を返納する日までの日数に応じ、当該差額を返納する日における遅延防止法で定める率により計算した額の利息の支払いを契約者に請求することができる。

第48条第2項後段中「及び契約者」を「及び構成員」に改める。

第50条第1項前段中「第44条の2第1項」を「第45条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
横須賀市規則第25号

契約履行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

契約履行規則の一部を改正する規則

契約履行規則（平成19年横須賀市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中ウを削り、エをウとし、オからケまでをエからクまでとする。

第7条の見出しを「（損害賠償請求等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

契約規則第44条第2項又は第45条の規定によるもののほか、市長は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該契約及び取引上の社会通念に照らして契約者の責めに帰することができない事由によるものであるとき（契約規則第45条第2項の規定により同条第1項第2号に該当する場合とみなされた場合を除く。）は、この限りでない。

- (1) 契約の期間内に債務の履行をしないとき。
- (2) 当該契約の目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

第7条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とする。

第8条の前に次の1条を加える。

（契約者による損害賠償請求等）

第7条の2 契約規則第44条の3第3項において準用する同規則第44条第2項の規定によるもののほか、契約者は、市長が債務の本旨に従った履行をしないとき又は市長の債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該契約及び取引上の社会通念に照らして市長の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 契約者は、契約規則第43条の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、約定期間を経過した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規

定する財務大臣が定める率（以下「遅延防止法で定める率」という。）で計算した額の遅延利息の支払いを市長に請求することができる。

第8条第1項中「あたって」を「当たって」に改める。

第10条第3項第3号中「130万円」を「500万円」に改め、同項第4号中「財政部契約課長」を「財務部契約課長」に改める。

第21条第4項中「に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり」を「が種類、品質又は数量に関し、当該契約の内容に適合せず（第2項の検査により発見することが困難であった場合に限る。）」に改める。

第23条第2項中「又は第20条第1項から第3項まで」を削る。

第30条第4項中「、第20条第1項若しくは第2項」を削る。

第36条第4項中「第7条第3項」を「第7条の2第2項」に改める。

第66条第1項及び第3項中「第44条から第46条まで」を「第44条から第44条の3まで及び第46条」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第26号

横須賀市指名停止等措置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市指名停止等措置規則の一部を改正する規則

則

横須賀市指名停止等措置規則（平成22年横須賀市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項前段中「又は別表第2」を「から別表第3まで」に、「、暴力団経営支配法人等」を「（以下単に「暴力団員等」という。）」、暴力団経営支配法人等（以下単に「暴力団経営支配法人等」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、別表第2の1の項から8の項までに掲げる措置要件に該当し、第1項の規定により指名停止を受けた有資格業者を相続し、当該有資格業者から事業の譲渡を受け、又は会社を分割し、若しくは当該有資格業者と合併をするなどにより、他の有資格業者が当該有資格業者から事業に関する権利又は義務を承継したときは、承継した当該有資格業者についても指名停止を行うことができる。

第4条第1項中「規定する」を「掲げる」に改める。

第7条の見出し中「通知」の次に「及び公表」を加え、同条第1項第2号中「第5条」を「第4条第4項又は第5条」に改め、同条第2項中「財務部長」を「財務部長」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、第2条又は第3条の規定により指名停止を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 当該有資格業者の商号又は名称及び所在地

(2) 指名停止の理由及び期間

第8条第1項ただし書中「この限り」を「、この限り」に改め、同条第4項中「第2条第1項」を「第2条又は第3条」に改める。

第12条第2項中「左欄の」を「左欄に掲げる」に、「定める」を「掲げる」に改める。

別表第1の1の項中「市の」を「本市の」に改め、同表2の項中「請負者の」を「本市が発注する契約に係る」に改め、同表3の項を次のように改める。

3 本市と締結した契約（以下「本市契約」という。）において、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（過失の内容が軽微であると認められるときを除く。）。

(1) 完成検査の成績において 当該認定をした日から2月

て、市長が別に定める基準に基づく評価（以下単に「評価」という。）が不良とされた工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び主たる業務が地質調査、測量、土木設計、建築設計又は工事施行監理の業務委託をいう。以下この表において同じ。）を行ったとき。

(2) 完成検査の成績において、工事等の評価が不良である旨の通知を受けた日から当該日の4年前の日の属する年度の初日までの間に評価が不良又はやや不良とされた工事等を行っていたとき。

(3) 完成検査の成績において、工事等の評価がやや不良である旨の通知を受けた日から当該日の4年前の日の属する年度の初日までの間に評価が不良又はやや不良とされた工事等を行っていたとき。

(4) 完成検査後に主要な部分に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）が判明し、目的物を手直しする必要がある生じた場合において、手直しに要する費用を支弁するなど、十分に誠意をもって賠償したとき。

(5) 前号に掲げるもののほか、完成検査後に契約不適合が判明し、かつ、故意又は重大な過失によるものである場合において、目的物を手直しする必要がある生じたとき。

当該認定をした日から6月

当該認定をした日から2月

当該認定をした日から2月

当該認定をした日から6月

別表第1の5の項中 「ア 契約規則第44条第1項第1号から
イ 契約規則第44条第1項第7号ア又
第7号（第7号ア及びイを除く。）までの規定による契約解除
はイの規定による契約解除があったとき。
を 「ア 契約の相手方の責めに帰すべき事由に
」を イ 契約の相手方（相手方が共同企業体
より契約の解除があったとき（イに掲げるときを除く。）。
あるときは、その構成員のいずれかの者）が個人にあっては暴
力団員等であると認められたことにより、法人等にあっては暴
力団経営支配法人等であると認められたことにより契約の解除
があったとき。」に改め、「請負者が」を削り、「(4) 契約規
則又は契約履行規則の規定に基づく違約金、損害金又は賠償金
（以下「違約金等」という。）を完納しないとき。」を 「(4)
(5)
契約規則又は契約履行規則の規定に基づく違約金、損害金又は
その他契約に違反し、又は契約の相手方として不適当な行為を

賠償金（以下「違約金等」という。）を完納しないとき。」に、

「違約金等の完納が確認できた日まで」を
「違約金等の完納が確認できた日まで」を

当該認定をした日から1月

改め、同表6の項中「市工事の契約」を「本市契約」に、「市が」を「本市が」に、

「(5) 有資格業者が市又は市職員に対して損害賠償を求める訴えを提起した場合において、原告の敗訴が確定したとき。」を「(5) 有資格業者が本市又は本市職員に対して損害賠償を求める訴えを提起した場合において、原告の

「市長が定める期間

敗訴が確定したとき。」に、

当該認定をした日から1月

「市長が定める期間」に改める。

別表第2の13の項中「本市の業務に関し」を「本市契約において」に改め、同表15の項中「横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第4号に規定する」、「（以下単に「暴力団員等」という。）」及び「同条第5号に規定する」を削り、「市又は」を「本市又は」に改める。

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式（第12条第1項関係）」に、

担当者	役職	
	氏名	電話

担当者	役職	
	氏名	
該当する措置要件		
添付書類	有・無	

改める。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第12条第3項関係）」に、

担当者	役職	
	氏名	電話

担当者	役職	
	氏名	
当該指名停止に係る措置要件		
添付書類	有・無	

改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第27号
工事等検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

工事等検査規則の一部を改正する規則
工事等検査規則（平成19年横須賀市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中ウを削り、エをウとし、オからケまでをエからクまでとする。

第3条中「財政部工事検査課」を「財務部技術管理課」に改める。

第5条第1項本文中「財政部工事検査課長（以下「工事検査課長」を「財務部技術管理課長（以下「技術管理課長」に改める。

第6条及び第9条中「工事検査課長」を「技術管理課長」に改める。

第10条第1項中「完了した」を「した」に、「工事等検査書（第1号様式）により工事検査課長」を「技術管理課長」に改め、同条第2項及び第4項中「工事検査課長」を「技術管理課長」に改め、同条第5項本文中「工事検査課長は、前項の報告書の提出」を「技術管理課長は、前項の報告」に改め、同項ただし書中「工事検査課長」を「技術管理課長」に改め、同条第6項本文中「工事検査課長」を「技術管理課長」に改め、「完成検査」の次に「、出来形部分検査」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 検査員は、完成検査、出来形部分検査又は指定部分検査が完了したときは、その結果を工事等検査書（第1号様式）により技術管理課長に報告しなければならない。

第11条並びに第12条第1項及び第3項中「工事検査課長」を「技術管理課長」に改める。

第13条中「工事検査課長」を「技術管理課長」に、「財政部契約課長」を「財務部契約課長」に改める。

第14条（見出しを含む。）中「工事検査課長」を「技術管理課長」に改める。

第1号様式甲から第1号様式丙までの規定中「（第10条第1項関係）」を「（第10条第6項関係）」に改める。

第2号様式及び第3号様式中「（第10条第6項関係）」を「（第10条第7項関係）」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第28号
横須賀市病院事業財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市病院事業財務規則の一部を改正する規則
横須賀市病院事業財務規則（昭和43年横須賀市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項本文中「健康部地域医療推進課長（出納を所掌する担当課長が置かれた場合は、当該担当課長。以下「地域医療推進課長」という。）」を「健康部市立病院課長（以下「市立病院課長」という。）」に改める。

第13条、第14条第1項、第19条、第20条、第23条及び第24条前段中「地域医療推進課長」を「市立病院課長」に改める。

第26条第1項第2号中「賃金及びこれに類する」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第54条本文及び第60条の2第2項中「地域医療推進課長」を「市立病院課長」に改める。

第63条前段中「財政部長」を「財務部長」に改める。

第65条第1項を次のように改める。

市立病院課長は、企業の適切な経営管理を確保するために必要な計画（以下「予算執行計画」という。）を予算の範囲内で款、項、目及び節に区分して作成し、市長の決裁を受けて執行するものとする。この場合において、予算執行計画を変更して予算の執行をするときは、所定の手続を経なければならない。

第65条第2項第3号中「10万円」を「20万円」に、「財政部契約課」を「財務部契約課」に改める。

第67条各号列記以外の部分及び第68条中「地域医療推進課長」を「市立病院課長」に改める。

別表勘定科目表費用の表中

「	」	手 当 等	」	を
「	」	賃 金	」	
「	」	手 当 等	」	に
「	」		」	

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第29号

公有財産規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和46年横須賀市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「公園」の次に「、公園墓地」を、「事業用地」の次に「（これらの事業用地についての地上権、地役権その他これらに準ずる権利を含む。）」を加え、同条第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 特許権等 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利をいう。

第3条中「財政部長」を「財務部長」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「財政部長」を「財務部長（まちづくり政策担当部長の職務に係る公有財産の取得をしようとするときにあっては、まちづくり政策担当部長）」に改める。

第4条第1号中「とき」の次に「（環境政策部又は土木部が分掌する事務において寄附又は法令に基づく帰属により土木事業用地を取得しようとするときを除く。）」を加え、同条第2号中「又は船舶等」を「、船舶等又は特許権等」に改め、同条第3号中「用途変更」の次に「（土木事業用地から土木事業用地への用途変更を除く。）」を加え、同条第8号中「行政財産」の次に「（土木事業用地を除く。）」を加える。

第5条第1項本文中「財政部長」を「財務部長」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が定める土木事業用地又は土木事業用地の従物の取得の事務にあってはまちづくり政策担当部長、環境政策部長又は土木部長が、有価証券等及び船舶等の寄附又は法令に基づく帰属による取得の事務並びに特許権等の取得の事務にあっては部長等が行う。

第5条第2項中「前項本文」を「前項」に改め、「財政部長」を「財務部長又はまちづくり政策担当部長」に改める。

第6条第1項本文及び第9条中「財政部長、環境政策部長及び土木部長」を「公有財産の取得の事務を分掌する部の部長等」に改める。

第10条の見出しを「（登記等の手続）」に改め、同条中「財政部長、環境政策部長及び土木部長は、公有財産」を「登記又は登録を要する公有財産」に、「不動産登記法（平成16年法律第123号）」を「法令」に、「の嘱託」を「又は登録の手続」に改める。

第12条第3項本文中「財政部長」を「財務部長」に改める。

第13条第1項中「財政部長」を「財務部長又はまちづくり政策担当部長」に改め、同条第2項中「財政部長」を「財務部長」に改め、同条第3項中「船舶等」の次に「又は特許権等」を加え、「財政部長」を「財務部長」に改め、同条第5項中「財政部長」を「財務部長」に改める。

第18条中「財政部長」を「財務部長」に改める。

第25条に次の1項を加える。

3 連帯保証契約において極度額の設定が必要な場合は、市長が定める額を極度額として設定する。

第36条本文中「滅失し若しくはき損した」を「滅失させ若しくは損傷させた」に改める。

第37条中「又は」を「使用期間が満了する前に当該使用許可物件を市長に返還するとき又は」に、「取消された」を「取り消された」に改める。

第44条に次の1項を加える。

3 第25条の規定により定められた連帯保証人が個人である場合において、借受人が期限の利益を喪失したときは、市長は、連帯保証人に対し、その利益の喪失を知ったときから2月以内に、その旨を通知しなければならない。

第46条第1項中「の額」を「の年額」に、「については、市長が定める金額」を「にあっては市長が定める金額、貸付期間が1年に満たない貸付けにあっては貸付料の3倍に相当する金額」に改める。

第48条中「財政部長」を「財務部長」に改める。

第50条第1項ただし書中「場合」の次に「その他市長が特に認める場合」を加える。

第52条の見出しを「（譲渡後等の滅失等）」に改め、同条第1項中「き損した」を「損傷した」に改め、同条第2項中「に数量の不足その他かくれたかしが」を「が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもので」に、「譲渡代金又は交換差金の減免若しくは損害賠償」を「履行の追完の請求、譲渡代金若しくは交換差金の減額、損害賠償」に改める。

第54条中「ため」の次に「又はその契約に定める義務の履行が不能であるため」を加える。

第59条第1項中「財政部長」を「財務部長」に改める。

第61条第3号中「寄付受入れ」を「寄附受入れ」に改める。

第63条第1項中「財政部長」を「財務部長、環境政策部長及び土木部長」に改め、同条第2項中「財政部長」を「財務部長」に改める。

第64条の見出し中「移動報告」を「異動報告」に改め、同条各号列記以外の部分中「公有財産」の次に「（土木事業用地を除く。）」を加え、「財政部長」を「財務部長」に改め、同条第2号中「き損」を「損傷」に改める。

第1号様式中「財政部長様」を「 様」に改める。

第2号様式乙中「財政部長様」を「財務部長様」に改める。

第2号様式丙中「（船舶等）」を「（船舶等・特許権等）」に、「財政部長様」を「財務部長様」に、「名称」を「名称・登録番号」に、「規模・大きさ」を「数量（規模・大きさ）」に、「所属、職、氏名」を「所属・氏名」に改める。

第3号様式甲中「財政部長様」を「財務部長様」に改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第23条関係)
行政財産目的外使用許可申請書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 申請者 氏名	ⓧ
電話	
名 称	
所 在	
地目(構造・種類)	
地積(面積・数量)	
使用の用途	
使用開始年月日	
使用期間	
使用料	
(事務処理欄)	

連帯保証人

住 所	電 話
氏 名	ⓧ
極 度 額	
(事務処理欄)	

添 付 資 料	
---------	--

第7号様式中「使用者 ⓧ」を削り、

ⓧ
ⓧ
年 月 日

を

電話
ⓧ
電話
ⓧ
電話
ⓧ
年 月 日
電話

に

改める。

第9号様式中「使用者 ⓧ」を削り、

電 話 局 番
電 話 局 番

を

電話
ⓧ
電話

に

改める。

第10号様式中「使用者 ⓧ」を削り、

ⓧ

を

電話
ⓧ
電話
ⓧ

に

改める。

第12号様式を次のように改める。

第12号様式(第41条関係)

公有財産貸付申請書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 申請者 氏名	ⓧ
電話	
申 請 区 分	
所 在	
地目(構造・種類)	
地積(面積・数量)	
使用の用途	
使用開始年月日	
使用期間	
貸 付 料	
(事務処理欄)	

連帯保証人

住 所	電 話
氏 名	ⓧ
極 度 額	
(事務処理欄)	

添 付 資 料	
---------	--

第13号様式中

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
申請者 ㊟	
申請区分	売 払 交 換 無 償 譲 渡
申請者	住 所
	氏 名
	電 話 局 番

を

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
申請者	住所 氏名 電話 ㊟
申請区分	売 払 交 換 無 償 譲 渡

に

改める。

第24号様式中「財政部長」を「財務部長」に改める。
 第25号様式から第28号様式までの規定中「財政部長様」を「財務部長様」に改める。
 第29号様式(表)中「財政部長様」を「財務部長様」に、「(電話 局 番)」を「(電話)」に改める。
 第30号様式中「財政部長様」を「財務部長様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第30号

庁舎管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

庁舎管理規則の一部を改正する規則

庁舎管理規則(平成20年横須賀市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「リサイクルプラザ」の次に「及び横須賀ごみ処理施設」を加え、同号ア中「月曜日」を「日曜日及び土曜日」に改め、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同条第2項の表市民サービスセンターの項の次に次のように加える。

リサイクルプラザ 須賀ごみ処理施設	横	午前 8 時 30 分	午後 4 時
----------------------	---	-------------	--------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第31号

物品会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

物品会計規則の一部を改正する規則

物品会計規則(昭和35年横須賀市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第3条の表児童相談所の項及び消費生活センターの項を削る。
 第4条第2項を削る。
 第8条本文中「物品出納員」を「課長等」に改め、「より」の次に「、物品出納員が」を加える。
 第10条中「とき」の次に「の事務について」を加え、「準じ、物品受入調書(第2号様式)により事務処理を行うものとする」を「よる」に改める。

第13条前段中「第3号様式甲、乙」を「第2号様式」に改め、同条後段を削り、同条各号を次のように改める。

- 郵便切手、はがき又は収入印紙
- 道路回数通行券(神奈川県道路公社のものに限る。)又は健康増進センター駐車サービス券

第14条第1項本文中「、第4号様式甲による物品返納調書に

より」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項中「手続をしなければ」を「手続の実施を会計課長に請求しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第4条第2号から第4号までに掲げる物品及び会計管理者が別に定める物品については、会計課物品出納員への返納を省略し、課長等(新聞及び雑誌類にあっては、会計課長)が除却又は売払いの手続をすることができる。

第16条本文中「第5号様式甲」を「第3号様式甲」に、「第5号様式乙」を「第3号様式乙」に改める。

第17条の見出しを「(所管換)」に改め、同条第1項中「所管替」及び「保管替」を「所管換」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「保管替」を「所管換」に改め、同項を同条第2項とする。

第18条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、物品を貸し付けたときは、貸付品整理簿(第4号様式)により貸付けの状況を明らかにしなければならない。

第18条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第18条の3本文中「第7号様式」を「第5号様式」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「次に掲げる帳簿」を「備品整理簿」に改め、同条各号を削る。

第20条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第23条第1項中「会計管理者」を「物品出納員」に改める。

第2号様式及び第3号様式甲を削り、第3号様式乙を第2号様式とし、同様式の次に次の2様式を加える。

第3号様式甲(第16条関係)

横須賀市	
分類	
品名	
規格	
取得日	

第3号様式乙(第16条関係)

備 品 整 理 票	
横 須 賀 市	

第4号様式甲を次のように改める。

第4号様式(第18条第1項関係)(貸付品整理簿)

課等 長印	品名	品質 形状	数量	貸付 年月日	借 受 人		返 納 年月日	課長 等印
					氏 名	印		
				・			・	
				・			・	
				・			・	
				・			・	
				・			・	
				・			・	
				・			・	

備考 庁内貸付けに係る借受人の印は、書判で差しつかえないものとする。

第4号様式乙から第6号様式までを削り、第7号様式を第5号様式とする。

第8号様式から第10号様式までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第32号

横須賀市市税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市市税条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市市税条例施行規則（昭和46年横須賀市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の2から第2条の7までを削る。

第9条第1項第2号列記以外の部分中「コ」を「ケ」に改め、同号ケを削り、同号コを同号ケとし、同号サ中「横須賀中央エリア再生促進特別減税条例」を「市街地再開発等促進特別減税条例」に改め、同号サを同号コとし、同号中シをサとし、スからチまでをシからタまでとし、同号ツ中「チ」を「タ」に改め、同号ツを同号チとし、同条第2項ただし書中「コ、ソ若しくはチ」を「ケ、セ若しくはタ」に改める。

第18条第21号中「第21号様式」を「第21号様式甲、乙」に改める。

第8号様式（第2面）から第8号様式（第4面）までを次のように改める。

第8号様式（第2面）

所得金額、所得控除明細及び税額

所 得 金 額 (円)				
総所得	事業	営業	等	
		農	業	
	不動産	利		
		配		
	給	与		
		雑		
	所得	公的年金等	その他	
		譲渡	一時	
	一			計
	分離所得	短期譲渡	長	
長期譲渡		山		
山林		一般株式等の譲渡		
上場株式等の譲渡		上場株式等の配当等		
先物取引		退		
職		合		
計		所得金額		
繰			越	
控			除	
額				

所 得 控 除 額 (円)			
雑	損		
医	療		
社	会		
小	規		
生	命		
地	震		
障	害		
勤	勞		
學	生		
扶	養		
人	数		
内	訳		
一	般		
特	定		
同	老		
老	人		
1	6		
6	歳		
未	満		
人	人		
扶	養		
基	礎		
合	計		

課 税 標 準 額 (円)	

市民税	税額		
	控除前		
	所得割		
	税額		
市民税	控除等		
	所得割		
	均		
	等		
市民税	税額		
	控除前		
	所得割		
	税額		
市民税	控除等		
	所得割		
	均		
	等		

(注) 事務の性質により、この様式に準じたものを使用することができる。

(刷色セピア)

第8号様式（第3面）

更正前（履歴）

所 得 金 額 (円)				
総所得	事業	営業	等	
		農	業	
	不動産	利		
		配		
	給	与		
		雑		
	所得	公的年金等	その他	
		譲渡	一時	
	一			計
	分離所得	短期譲渡	長	
長期譲渡		山		
山林		一般株式等の譲渡		
上場株式等の譲渡		上場株式等の配当等		
先物取引		退		
職		合		
計		所得金額		
繰			越	
控			除	
額				

所 得 控 除 額 (円)			
雑	損		
医	療		
社	会		
小	規		
生	命		
地	震		
障	害		
勤	勞		
學	生		
扶	養		
人	数		
内	訳		
一	般		
特	定		
同	老		
老	人		
1	6		
6	歳		
未	満		
人	人		
扶	養		
基	礎		
合	計		

課 税 標 準 額 (円)	

市民税	税額		
	控除前		
	所得割		
	税額		
市民税	控除等		
	所得割		
	均		
	等		
市民税	税額		
	控除前		
	所得割		
	税額		
市民税	控除等		
	所得割		
	均		
	等		

(注) 事務の性質により、この様式に準じたものを使用することができる。

(刷色セピア)

第8号様式(第4面)

繰越控除、税額控除の明細及び充当に係る事項

繰越控除	変更前(円)	(円)
総所得		
雑損		
山林		
短期・長期譲渡		
株式等		
先物取引		
上場株式等の配当等		

充当に係る事項	変更前(円)	(円)
配当割除額・株式等譲渡所得割除額		
給与からの特別徴収税額に充当する金額		
普通徴収税額に充当する金額		

税額控除等	変更前(円)	(円)
市	調整控除	
	所得割調整	
	配当控除	
	住宅借入金	
	寄附金	
税	外国税額	
	譲渡・配当割額	
合計		
県	調整控除	
	所得割調整	
	配当控除	
	住宅借入金	
	寄附金	
税	外国税額	
	譲渡・配当割額	
合計		

(刷色セピア)

(注) 事務の性質により、この様式に準じたものを使用することができる。

第8号様式(第6面)中「名称」の次に「、法人番号」を加え、「支払者の名称」を「支払者の名称 法人番号」

差し引かれる税額を「合計」に改める。
第8号様式(第7面・第8面・第9面・第10面)を次のように改める。

第8号様式(第7面・第8面・第9面・第10面)

公 横須賀市 領収済通知書
市民税・県民税

加入者名	口座記号番号	税額	
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分
納期限	期別	コンビニ取扱期限	

延滞金額	合計金額
□□□□□□□□	□□□□□□□□

C V S 収 納 用	額収日付印
氏名	都市コード
内容	横須賀市

(受付店→取りまとめ店→(横須賀市保管/コンビニ本部控))

公 横須賀市 収入票(原符)

加入者名	口座記号番号	内容
納付番号	確認番号	納付区分
氏名	税額	円
延滞金額	円	
合計金額	円	
納期限		

主管部署	額収日付印
都市コード	横須賀市

(金融機関保管/店舗控)

公 横須賀市 領収証書

加入者名	口座記号番号
内容	納付番号
税額	円
延滞金額	円
合計金額	円
納期限	

(氏名)

上記のとおり領収しました。

額収日付印

(納付者保管)

(刷色セピア)

第13号様式甲(第5面・第6面・第7面・第8面)を次のよ

うに改める。

第13号様式甲（第5面・第6面・第7面・第8面）

ⓐ 横須賀市 領収済通知書
固定資産税・都市計画税

（この欄は、第8号様式（第7面・第8面・第9面・第10面）に同じ。）

ⓐ 横須賀市 収入票（原符）

（この欄は、第8号様式（第7面・第8面・第9面・第10面）に同じ。）

ⓐ 横須賀市 領収証書

（この欄は、第8号様式（第7面・第8面・第9面・第10面）に同じ。）

（刷色緑）

第13号様式乙（第3面・第4面・第5面・第6面・第7面）

を次のように改める。

第13号様式乙（第3面・第4面・第5面・第6面・第7面）

ⓐ 横須賀市 領収済通知書
固定資産税・都市計画税

（この欄は、第8号様式（第7面・第8面・第9面・第10面）に同じ。）

ⓐ 横須賀市 収入票（原符）

（この欄は、第8号様式（第7面・第8面・第9面・第10面）に同じ。）

ⓐ 横須賀市 領収証書

（この欄は、第8号様式（第7面・第8面・第9面・第10面）に同じ。）

（刷色緑）

第21号様式（第1面）及び第21号様式（第2面）を次のよう

に改める。

第21号様式甲 (第18条第21号関係)

<p>① 横須賀市 領収済通知書 軽自動車税(種別割)</p> <p>(この欄は、第8号様式(第7面・第8面・第9面・第10面)に同じ。)</p>	<p>② 横須賀市 収入票(原簿)</p> <p>(この欄は、第8号様式(第7面・第8面・第9面・第10面)に同じ。)</p>	<p>③ 年度 軽自動車税(種別割)納税通知書兼領収証書 (納税義務者又は納税義務人等) Road Tax Papers For Mini Cars And Motorcycles(Category Base)</p> <p>(代表納税人と指定した納税義務者) 種別</p> <table border="1"> <tr> <td>車両(標識)番号</td> <td>税 額</td> <td>納期限</td> </tr> <tr> <td>通知番号</td> <td>利率</td> <td>口座振替</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>合計金額</td> <td>預金種別</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半 分</td> <td></td> </tr> </table> <p>このとおり決定します。 納期限までに納めてください。</p> <p>横須賀市長 印</p> <p>徴収日付印 (印)</p>	車両(標識)番号	税 額	納期限	通知番号	利率	口座振替	納期限	合計金額	預金種別		半 分	
車両(標識)番号	税 額	納期限												
通知番号	利率	口座振替												
納期限	合計金額	預金種別												
	半 分													
		<p>年度 軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)</p> <p>車 両 (標 識) 番 号</p> <p>納 税 額</p> <p>この通知書の有効期限</p> <p>備 考</p> <p>納税に必要とする入印は捺印してください。 徴収日付印のないものは使用できません。</p> <p>上記のとおり 高明に申す。 横須賀市長</p> <p>徴収日付印 (印)</p>												

(注) 事務の性質により、この様式に準じたものを使用することができる。

(刷色橙)

第21号様式乙 (第18条第21号関係)

年度 軽自動車税(種別割) 納税通知書
Road Tax Papers For Mini Cars And Motorcycles (Category Base)
(納税義務者又は代表相続人)

様

車 両 (標識) 番 号	税 額	円	
年 分	納期限		口座振替 金融機関等
通 知 番 号			預金種別

このとおり決定します。
納期限に金融機関から振替いたします。

年 月 日 横須賀市長 印

(注) 事務の性質により、この様式に準じたものを使用することができる。

(刷色あい)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第33号

横須賀中央エリア再生促進特別減税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀中央エリア再生促進特別減税条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀中央エリア再生促進特別減税条例施行規則(平成25年横須賀市規則第27号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市街地再開発等促進特別減税条例施行規則

第1条の見出しを「(市街地再開発等促進エリア)」に改め、同条中「横須賀中央エリア再生促進特別減税条例」を「市街地再開発等促進特別減税条例」に、「事業スペースの確保」を「商業、業務等の機能の集積」に、「横須賀中央駅周辺地区市街地総合再生計画に定める地区」を「次に掲げる要件のいずれにも該当する地域」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条の2第1項第1号に規定する都市再開発の方針において二項再開発促

進地区として定められた地域

(2) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域

第4条第1項中「しゅん工前」を「着工前」に改め、同条第3項及び第5項中「横須賀中央エリア再生促進特別減税申請書」を「市街地再開発等促進特別減税申請書」に改める。

第5条及び第1号様式中「横須賀中央エリア再生促進特別減税申請書」を「市街地再開発等促進特別減税申請書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第34号

産業交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

産業交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

産業交流プラザ条例施行規則(平成5年横須賀市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「所定の場所以外において」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第35号

自動車臨時運行条例等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

自動車臨時運行条例等施行取扱規則の一部を改正する規則

自動車臨時運行条例等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「申請書は、第1号様式によらなければならない」を「申請書には、同条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 自動車損害賠償責任保険の保険会社の名称、証明書番号及び保険期間
(2) 業種
(3) 臨時運行許可番号標の受領者の氏名及び住所（受領者が申請者と異なる場合に限る。）

第1号様式を削る。

第2号様式中「届出人の氏名 NAME SIGNATURE」を「届出人の氏名 NAME」に改め、同様式備考に関する部分を削り、同様式を第1号様式とする。

第3号様式中「届出人の氏名 NAME SIGNATURE」を「届出人の氏名 NAME」に改め、同様式備考に関する部分を削り、同様式を第2号様式とする。

考に関する部分を削り、同様式を第2号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 従前の規定により作成した用紙が残存する間は、必要な補正をし、又は従前の例により使用することができる。

横須賀市規則第36号

勤労福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

勤労福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

勤労福祉会館条例施行規則（平成3年横須賀市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「所定の場所以外において」を削り、同条第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第37号

横須賀市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市国民健康保険条例施行規則（昭和39年横須賀市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第10条第16号の2を削る。

第3号様式の2（第7面）及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式の2（第7面）

横須賀市 領収済通知書 国民健康保険料. Includes fields for 加入者名, 保険料額, 延滞金, 合計金額, and 領収日付印.

横須賀市 収入票(原符). Includes fields for 加入者名, 内容, 通知番号, 氏名, 保険料額, 延滞金, 合計金額, 納期限.

横須賀市 領収証書. Includes fields for 加入者名, 内容, 通知番号, 保険料額, 延滞金, 合計金額, 納期限, and 領収日付印.

第4号様式(第10条第4号関係)

督促状(とくそくじょう)

(納付義務者又は納付管理人等)

国民健康保険料

印

年度・年分	期別	番号	保険料額(円)	延滞金(円)	当初の納期限

公 横須賀市 領収済通知書
国民健康保険料

加入者名	口座記号番号	保険料額	円
取納機関番号	通知番号	確認番号	納付区分
納期限			

公 横須賀市 収入票(原符)

加入者名	口座記号番号
内 容	
通知番号	
確認番号	納付区分
氏 名	
保険料額	円
延滞金	円
合計金額	円
納期限	

公 横須賀市 領収証書

加入者名	
内容	
通知番号	
保険料額	円
延滞金	円
合計金額	円
納期限	

(氏名)

延滞金額	合計金額
C V S 収 納 用	領収日付印
氏 名	
内 容	
	都市コード 横須賀市

(受付店→取りまとめ店→(横須賀市/コンビニ本部保管))

主管部署	領収日付印
横須賀市	
都市コード	
横須賀市	

(金融機関/店舗保管)

領収日付印

(納付者保管) 収入印紙不要
(刷色橙)

第8号様式(表)中

医療機関に支払った費用額		円	を
医療機関に支払った費用額	円	疾病の原因	に

改める。

第16号様式の2を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第38号

児童福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

児童福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則
児童福祉法施行取扱規則(平成13年横須賀市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第1条の4を第1条の5とし、第1条の3を第1条の4とする。

第1条の2第1項中「17人」を「22人」に改め、同条第2項中「第13条第6項」を「第13条第7項」に、「指導及び教育を行う児童福祉司」を「指導教育担当児童福祉司」に、「3人」を「4人」に改め、同条を第1条の3とし、第1条の次に次の1条を加える。

(心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の数)

第1条の2 法第12条の3第7項の規定による指導をつかさどる所員の数は、11人とする。

第1号様式中「(第1条の3関係)」を「(第1条の4関係)」に改める。

第1号様式の2中「(第1条の4関係)」を「(第1条の5

関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第39号

保育園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

保育園条例施行規則の一部を改正する規則

保育園条例施行規則（昭和28年横須賀市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「条例」を「保育園条例（昭和26年横須賀市条例第69号。以下「条例」という。）」に改め、同条第2項中「保育園条例（昭和26年横須賀市条例第69号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

第5条の見出し中「手続き」を「手続」に改める。

第8条の見出し中「保育料」を「保育料等」に改め、同条中「第14条第2項」の次に「及び第3項」を加え、「及び同条第3項に規定する保育料」を「並びに同条第5項第3号に規定する規則で定める額」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第40号

養育医療費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

養育医療費用徴収規則の一部を改正する規則

養育医療費用徴収規則（昭和62年横須賀市規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条第1項、第2項関係）

階層区分	定 義	徴収基準月 額	加算基準月 額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	2,600	260
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の均等割の課税世帯であって、所得割が非課税のもの	5,400	540
D ₁	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分	15,000円以下	7,900
D ₂		15,001円以上 21,000円以下	10,800
D ₃		21,001円以上 51,000円以下	16,200
D ₄		51,001円以上 87,000円以下	22,400
D ₅		87,001円以上 171,300円以下	34,800

D ₆	に該当するもの	171,301円以上 252,100円以下	49,400	4,940
D ₇		252,101円以上 342,100円以下	65,000	6,500
D ₈		342,101円以上 450,100円以下	82,400	8,240
D ₉		450,101円以上 579,000円以下	102,000	10,200
D ₁₀		579,001円以上 700,900円以下	123,400	12,340
D ₁₁		700,901円以上 849,000円以下	147,000	14,700
D ₁₂		849,001円以上 1,041,000円以下	172,500	17,250
D ₁₃		1,041,001円以上 1,222,500円以下	199,900	19,990
D ₁₄		1,222,501円以上 1,423,500円以下	229,400	22,940
D ₁₅		1,423,501円以上	全額	左の徴収基準月額の10パーセント。ただし、その額が26,300円に満たない場合は26,300円

備考

- 均等割の額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、所得割の額とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
- 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 全額とは、法第21条第1項の規定により市が支弁する額又は費用総額から社会保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による負担額を差し引いた額をいう。ただし、高額療養費の支給がなかったものとして金額を算出するものとする。
- 現年度分の市町村民税が確定しないときは、前年度分の市町村民税とする。
- 同一世帯に市町村民税を課されている扶養義務者

が2人以上いる場合における当該世帯の階層は、それぞれの扶養義務者の市町村民税額の合算額により決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第41号

保健所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

保健所条例施行規則の一部を改正する規則

保健所条例施行規則（平成20年横須賀市規則第43号）の一部を次のように改正する。

本則ただし書を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第42号

横須賀市動物愛護管理監視員条例施行規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市動物愛護管理監視員条例施行規則

（動物愛護管理監視員の資格要件）

第1条 横須賀市動物愛護管理監視員条例（令和2年横須賀市条例第19号。以下「条例」という。）第1条に規定する動物愛護管理監視員の資格要件は、動物愛護管理行政に関する業務に1年以上従事し、かつ、動物の愛護及び管理について十分な知識及び経験を有することとする。

（動物愛護管理監視員証）

第2条 条例第2条第2項に規定する身分を示す証明書は、動物愛護管理監視員証（別記様式）による。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

（表）

写真	動物愛護管理監視員証	第 号
氏名		
年 月 日 生		
横須賀市動物愛護管理監視員条例第1条に規定する動物愛護管理監視員であることを証明する。		
年 月 日		
横須賀市長 印		

(55×90)

（裏）

横須賀市動物愛護管理監視員条例（抜粋）

（動物愛護管理監視員）

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員として、本市に動物愛護管理監視員を置く。
（業務等）

第2条 動物愛護管理監視員は、法及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年神奈川県条例第35号。以下「県条例」という。）の規定による動物の愛護及び管理に関する事務その他動物の愛護及び管理に関する監視及び指導を行う。

2 動物愛護管理監視員は、県条例第19条に規定する事務又は立入検査等を行う場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

横須賀市規則第43号

横須賀市環境マネジメントシステム規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市環境マネジメントシステム規則の一部を改正する規則

横須賀市環境マネジメントシステム規則（平成19年横須賀市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「定期的に」を削る。

第3条第2号ウ及びビエを削る。

第4条第3項第4号を削る。

第7条第2項第3号中「沿って」を「沿い、必要に応じて」に改め、同条第3項中「充て、」の次に「必要に応じて」を加える。

第9条第1項中「5人以内」を削り、同条第2項第4号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第44号

道路占用条例等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

道路占用条例等施行取扱規則の一部を改正する規則

道路占用条例等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「道路に関する工事施行承認申請書」を「道路工事施行承認申請書」に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

道路工事施行承認申請書

年 月 日	
（あて先）横須賀市長	
住 所 氏 名 担 当 者 ・ 連 絡 先 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	印
道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。	
施工目的	
施工場所	路線名
	場 所
工事概要	歩道・車道・その他（ ）
工事の期間	
施工方法	
添付書類	位置図 現況図 計画図 断面図 構造図 公園（写） 確定図 現況写真 その他（ ）
備 考	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第45号

横須賀市土地利用基本条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市土地利用基本条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市土地利用基本条例施行規則（平成17年横須賀市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第8条第1項第4号に規定する規則で定めるものは、簡易宿所とする。

第2条第4項中「第9条第4項」を「第9条第5項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第9条第2項に規定する規則で定める大規模土地利用行為は、次に掲げるものとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可を要しない大規模土地利用行為のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 土地利用の用途に変更を生じない1ヘクタール以上の敷地内において行う建築物の新築又は増築（敷地の範囲に変更を生じるものを除く。）

イ 既に許可され、又は認定されている総合設計又は一団地認定の区域内において予定されている建築物の用途に変更を生じない建築物の建築

ウ 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域（同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められている区域に限る。）内において行う当該地区計画の内容に適合する建築物の建築

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が協議の必要がないと認める大規模土地利用行為

第5条を第6条とする。

第4条第1項中「又は第9条第4項」を「、第9条第5項又は第9条の2第2項」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（大規模土地利用行為の変更の協議等）

第4条 条例第9条の2第1項本文の規定による協議の申出は、大規模土地利用行為変更協議書（第6号様式）によらなければならない。

2 前項の変更協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 第2条第2項各号に掲げる図書のうち、当該土地利用に係る行為の変更に伴いその内容が変更となるもの

(2) その他市長が必要と認める図書

3 条例第9条の2第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次のいずれにも該当する土地利用に係る行為とする。

(1) 土地利用に供する土地の面積が10分の1未満増加し、又は減少するものであること。

(2) 予定建築物の計画住戸の数が10分の1未満増加し、又は減少するものであること（主たる予定建築物が住宅の場合に限る。）。

(3) 本市の土地利用計画に影響を及ぼさない変更であること。

(4) 変更後の土地利用に係る行為における近隣住民（特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例（平成14年横須賀市条例第41号）第3条第3号に規定する近隣住民をいう。以下同じ。）又は周辺住民（同条第4号に規定する周辺住民をいう。以下同じ。）の範囲が変更前の土地利用に係る行為における近隣住民又は周辺住民の範囲と比較して拡大していないことが明らかであると認められる変

更であること。

(5) 建築物（予定建築物を含む。以下この号において同じ。）の用途を変更する場合は、当該建築物が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の18各号（第4号を除く。以下この号において同じ。）のいずれかに該当する用途である場合において、それぞれ当該同条各号に掲げる他の用途への変更であること。

4 第2条第5項の規定は、条例第9条の2第2項前段の規定による通知について準用する。

5 条例第9条の2第3項の規定による届出は、大規模土地利用行為に関する軽微な変更届出書（第7号様式）によらなければならない。

第2号様式中「（第1条第3項関係）」を「（第1条第5項関係）」に改める。

第3号様式備考に関する部分第2項中「本協議書及び」を削る。

第4号様式中「（第2条第3項関係）」を「（第2条第4項関係）」に、「第9条第3項」を「第9条第4項」に改める。

第5号様式中「（第2条第4項関係）」を「（第2条第5項関係）」に、「第9条第4項」を「第9条第5項」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

第6号様式（第4条第1項関係）

大規模土地利用行為変更協議書

年 月 日		
（あて先）横須賀市長		
行為者	住所 氏名	印
法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名		
電話		
大規模土地利用行為協議結果通知書の番号		
土地利用行為の名称		
土地利用行為の場所		
土地利用行為の種類		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
（事務処理欄）		

備考

- 1 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。
- 2 本協議書及び添付図書は、一般の閲覧に供します。

第7号様式（第4条第5項関係）
大規模土地利用行為に関する軽微な変更届出書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

行為者 住所
氏名 印
法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話

大規模土地利用行為協議結果通知書の番号		
土地利用行為の名称		
土地利用行為の場所		
土地利用行為の種類		
変更事項	変更前	変更後
変更の理由		
（事務処理欄）		

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

横須賀市規則第46号

適正な土地利用の調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

適正な土地利用の調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

適正な土地利用の調整に関する条例施行規則（平成17年横須賀市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「高木（前条第2号の表）」を「高木（第5条第2号アの表）」に、「中木（前条第2号の表）」を「中木（同表）」に、「低木（前条第2号の表）」を「低木（同表）」に改める。

第23条第1号列記以外の部分中「同号ア」を「条例第30条第8号ア」に改め、同条第2号列記以外の部分中「同号イ」を「条例第30条第8号イ」に改める。

第27条第1号列記以外の部分中「同号ア」を「条例第31条第5号ア」に改め、同条第2号列記以外の部分中「同号イ」を「条例第31条第5号イ」に改める。

第30条中「の規定（第3号を除く。）」を「（第3号を除く。）」の規定」に改める。

第35条第2項第2号中「第36条第3項」を「次条第3項」に改め、同項第3号中「第1条第3項」を「第1条第5項」に、「第2条第4項」を「第2条第5項（同規則第4条第4項において準用する場合を含む。）」に改める。

第36条第2項中「第1条第3項」を「第1条第5項」に、「第2条第4項」を「第2条第5項（同規則第4条第4項において準用する場合を含む。）」に改める。

別表第2条第26条に規定する都市景観創出の措置に係る協議の項中「横須賀市景観条例施行規則（平成16年横須賀市規則第52号）第8条第2項に規定する計画概要書」を「緑化図」に、「横須賀市景観条例施行規則第8条第2項」を「横須賀市景観条例施行規則（平成16年横須賀市規則第52号）第8条第2項」

に、「・配置図」を「配置図」に改める。
・平面図」

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

横須賀市規則第47号

特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則（平成14年横須賀市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例（平成14年横須賀市条例第41号。以下「」及び「」という。）」を削り、同条第2項第6号中「第1条第3項」を「第1条第5項」に、「第2条第4項」を「第2条第5項（同規則第4条第4項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第1条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

（対象行為）

第1条 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例（平成14年横須賀市条例第41号。以下「条例」という。）

第2条第1項第4号アに規定する規則で定める用途及び同項第5号に規定する規則で定めるものは、簡易宿所とする。

別表第2中「条例第3条第1項第2号ア」を「条例第2条第1項第2号ア」に、「条例第3条第1項第2号イ」を「条例第2条第1項第2号イ」に改める。

第1号様式（表）中「（第1条第1項関係）」を「（第1条の2第1項関係）」に改める。

第2号様式中「（第1条第3項関係）」を「（第1条の2第3項関係）」に、

特定建築等行為の種類	を
特定建築等行為の概要	

特定建築等行為の種類	に
特定建築等行為の概要	

改める。

第4号様式中「氏名 印」を「氏名 印」に改める。

「法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」

第7号様式（第1面）中「次のとおり協議します」を「お知らせ板への記載を行い、周知を行ったので報告します」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条第2項第6号の改正規定は、令和2年7月1日から施行する。

横須賀市規則第48号

市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

市営住宅条例施行規則（平成10年横須賀市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第8条各号列記以外の部分中「から」の次に「、市長が指定する期日までに」を加える。

第9条の見出しを「（請書等）」に改め、同条中「請書」の次に「（次項において単に「請書」という。）」を加え、同条

に次の2項を加える。

2 入居決定者は、請書を提出するに当たり、緊急連絡先を緊急連絡先届出書(第4号様式の3)により届け出なければならない。

3 入居者又は入居決定者は、前項の規定により届け出た事項に異動があったときは、緊急連絡先届出書により速やかにその旨を届け出なければならない。

第10条を次のように改める。

(連帯保証人等)

第10条 入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は連絡先に異動があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 入居者は、市長に対し、連帯保証人を廃止する旨を申し出ることができる。ただし、家賃を滞納しているときは、この限りでない。

第4号様式中「(第9条関係)」を「(第9条第1項関係)」に、

入居者	住所	㊟
	氏名	
連帯保証人	住所	㊟
	氏名	

入居者は、下記の住宅の入居の許可を受けた上は、法令並びに市営住宅条例及び市営住宅条例施行規則の規定を遵守し、入居者の義務を誠実に履行します。

連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他の入居者の債務を負担する責めに任じます。

入居者	住所	㊟
	氏名	

入居者は、下記の住宅の入居の許可を受けた上は、法令並びに市営住宅条例及び市営住宅条例施行規則の規定を遵守し、入居者の義務を誠実に履行します。

「1 誓約書
改め、 2 連帯保証人の印鑑登録証明書 を削る。
3 連帯保証人の連絡先がわかる書類」

第4号様式の2中「(第9条関係)」を「(第9条第1項関係)」に、

入居者	住所	㊟
	氏名	
連帯保証人	住所	㊟
	氏名	

入居者は、下記の住宅の入居の許可を受けた上は、法令並びに市営住宅条例及び市営住宅条例施行規則の規定を遵守し、入居者の義務を誠実に履行します。

また、下記の住宅に入居することができる期間については、その満了により入居者としての地位を失うので、必ず有効期間の満了の日までに当該住宅を明け渡します。

連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他の入居者の債務を負担する責めに任じます。

入居者	住所	㊟
	氏名	

入居者は、下記の住宅の入居の許可を受けた上は、法令並びに市営住宅条例及び市営住宅条例施行規則の規定を遵守し、入居者の義務を誠実に履行します。

また、下記の住宅に入居することができる期間については、その満了により入居者としての地位を失うので、必ず有効期間の満了の日までに当該住宅を明け渡します。

改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式の3(第9条第2項関係)

緊急連絡先届出書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
	住宅の名称
	部屋番号
	氏 名
以下のとおり、緊急連絡先を届け出ます。	
届 出 区 分	
氏 名	
生 年 月 日	
住 所	
電 話 番 号	
勤 務 先 名	
勤 務 先 住 所	
勤 務 先 電 話 番 号	
(事務処理欄)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第49号

市街地における適正な土地の高度利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

市街地における適正な土地の高度利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市街地における適正な土地の高度利用に関する条例施行規則(平成19年横須賀市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条第1項第4号」を「第6条第4号」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「第13条第1項の表」を「第13条第1項の表総合設計等を活用するものの部2の項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

横須賀市規則第50号

消防局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

消防局組織規則の一部を改正する規則

消防局組織規則(昭和40年横須賀市規則第65号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「指導」を「違反是正等」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を削る。

第7条第13号を削る。

第8条第7号を次のように改める。

(7) メディカルコントロール体制に関すること。

第9条第1号中「災害発生通報」を「災害通報」に、「受け付け」を「受付」に、「出場指令」を「出動指令」に改め、同条第2号中「出場計画及び運用」を「運用、出動計画及び特別警戒」に改め、同条第3号中「通信統制及び通信施設」を「及び通信統制」に改め、同条第5号中「特別警戒」を「通信施設の整備及び維持管理」に改め、同条第6号中「災害活動機関との連絡」を「災害関係機関との連絡調整」に改め、同条第7号を削り、同条第8号を同条第7号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
横須賀市規則第51号

消防団条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

消防団条例施行規則の一部を改正する規則

消防団条例施行規則（昭和39年横須賀市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項本文中「第1号様式」を「別記様式」に改め、同条第2項中「出場等の日から10日以内に」を「出場等後速やかに」に改める。

第7条第1項本文中「第11条第1項」を「第14条第1項」に、「3月及び9月の2期にそれぞれ6月分（当月分を含む。）を」「4月から9月まで及び10月から3月までの各期間の月分をそれぞれまとめて」に改め、同条第2項中「第11条第2項」を「第14条第2項」に改める。

第8条第2項中「消防団員証再交付願（第2号様式）を」を削り、「提出しなければならない」を「届け出なければならない」に改め、同条第3項中「消防団員証交付簿（第3号様式）を備え、」を「団員証の」に改める。

第9条第4項中「制服等貸与簿（第4号様式）を備え、」を「制服等の」に改める。

第12条第1項中「第12条」を「第15条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 音楽隊員に係る任用については、条例第4条第1号及び第2号の規定を適用する。この場合において、同条第1号中「当該消防団の管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する者」とあるのは「訓練等に参加できる地域に居住する者」とする。

第12条に次の2項を加える。

3 音楽隊員の定年は、65歳とする。

4 音楽隊員に係る出動報告については、条例第12条の規定を適用する。この場合において、同条中「所轄消防署長」とあるのは「消防長」とする。

第2号様式から第4号様式までを削り、第1号様式中「分団長 ④」を「分団長 \_\_\_\_\_」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。